



DAISHIN

DISCLOSURE2012

お知らせします 大分信用金庫の現況



大分信用金庫



経 営 理 念

1. 地元産業の発展に寄与する
2. 利益を得たいが他人の利益を先にする
3. 内容を堅実にし待遇のすぐれた金庫とする
4. 五訓精神の徹底を期する

～五訓～

1. 時間を徒らに費やすな
2. 物を粗略にするな
3. 如何なる仕事も楽しみて勤めよ
4. 人に親切にし誠をつくせ
5. 吾身を省み人をそしるな

経 営 方 針

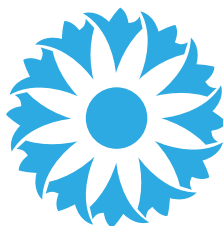
金融機関を取り巻く環境は、依然として厳しく、信用金庫業界においても自己責任原則に基づく経営の健全性、信頼性向上への要請が一段と強まっております。

こうした情勢のもとで、地域限定・中小企業専門・協同組織たる信用金庫の機能発揮がますます強く求められるものと認識し、経営の合理化、効率化を推進するとともにコンプライアンス及び各種リスク管理の徹底、経営基盤拡大を重要課題とし、「迷わず信用金庫する」をモットーに「自立と共生」の精神で、引続き「健全経営」と「地域社会繁栄への奉仕」に更なる努力を重ねて参る所存です。

CONTENTS

ごあいさつ	1
当金庫の概要／役員／組織	2
当金庫のあゆみ	4
大分信用金庫と地域社会	6
大分信用金庫地域貢献活動	8
営業店舗一覧及び自動機器設置状況	10
だいしんの店舗網	11
商品・サービスのご案内	12
内部管理態勢について	14
法令遵守(コンプライアンス)態勢について	14
反社会的勢力への対応について	15
顧客保護態勢について	15
金融ADR制度への対応について	16
利益相反管理への対応について	17
顧客情報保護への対応について	18
リスク管理態勢について	20
総代会について	21
パーゼルⅡに係る当金庫の自己資本の充実等について	22
報酬体系について	24
資 料 編	25
トピックス	48
だいしんギャラリー	49
信用金庫法施行規則(省令)で定められた開示項目一覧	50

シンボルマーク



矢 車 草

矢車草は日本古来のゆかしい、多くの人に愛されてきた親しみ溢れる草花です。小さな花弁が集まってひとつの花が出来ているように、人と人との出会いから生まれる小さな輪がだんだんと膨らんで大きく成長し、やがてコミュニティという花を咲かせます。私たちは、この小さな出会いを大切に考え公共性豊かな金融機関として地域社会に奉仕し、よりよい環境づくりの中心になりたいと考えています。信頼される地域のコミュニケーションが私たちの願いです。



会 長
山 上 博 資



理事長
和 田 政 則

初夏の清々しい季節を迎え、会員の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、平成24年6月26日開催の総代会並びに理事会におきまして、前理事長の山上博資が会長に、和田政則が理事長に就任いたしましたので、謹んでご報告申し上げます。

またここに平成23年度・第91期の決算並びに事業の概況をご報告するにあたり、平素のご愛顧とご支援に対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、当期におけるわが国の経済情勢は、「東日本大震災」で寸断されたサプライチェーンや生産設備の復旧が進むとともに、消費の自粛ムードもようやく和らぎを見せて、国内の経済活動は平常を取り戻しつつあります。

一方、長引く電力不足への対応や原材料の高止まりなどによるコスト上昇に加え、円高とその長期化懸念により、輸出企業を中心に業績の下振れ懸念が高まっているほか、欧州債務問題の深刻化や米国経済の減速、新興国の成長鈍化などにより、世界的に経済情勢は不安定さを増してきております。

かかる情勢の中でも、当金庫は「迷わず信用金庫する」理念のもと、徹底した小口多数取引による基盤拡大に努め、中小企業の育成支援に真向から取組んで参りました。

また、経営効率化の一環として店舗の見直しを行い、会員の利便性に配慮しつつ、24年2月に2ヶ店を近隣店舗に統合するなど、収益性の向上、効率化に努めました。

この結果、平成24年3月末の預金残高は2,015億9千2百万円、融資残高849億9百万円、会員数2万9千人、出資金6億8千4百万円となりました。

一方、収益面では、貸出金収益が減少したことに加え、引き続き債権の自己査定を厳格に実施、適切な償却・引当を行い、資産の一層の健全化に努めるとともに、預け金や国債等を中心とした安全第一を心掛けた余資運用を行った結果、経常利益は5億5千3百万円、当期純利益は1億4千8百万円となり、黒字経営を持続しました。

これにより、自己資本額は188億1千5百万円となり、金融機関の健全性を示す自己資本比率は対前期比0.92ポイント上昇し、国内基準4%の5倍を上回る22.86%となりました。

これもひとえに取引先会員をはじめ地域の皆様方のご支援の賜と深く感謝申し上げる次第であります。

平成24年度の日本経済の情勢につきましても、東日本大震災復興の長期化や原発問題による電力の供給不足などの要因により、不安定な状態が続くものと思われ、急激な景気回復は期待できず、地域金融機関にとっては厳しい経営環境が続くものと予想されます。

このような情勢下、本年11月14日に創立90周年を迎えますが、預金の期中平残2,000億円を達成することで「くずれない2,000億円金庫」を確立するとともに、「くずれない黒字体質」構築のため、引き続き「2,000・200・20・5、Go運動」を継続いたします。

加えて、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢づくりに注力し、経営の健全性維持と更なる体質強化をはかりながら、中小企業金融の円滑化に努め、地域との共存共栄かつ地域貢献に徹することで、来るべき100周年に向けての足固めを行ってまいりますので、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

平成24年6月26日

会 長 山 上 博 資
理事長 和 田 政 則



当金庫の概要／役員／組織

当金庫の概要（平成24年3月末現在）

● 創業	大正11年11月	● 預金	201,592百万円	● 会員数	29,365人
		● 貸出金	84,909百万円	● 店舗数	27店舗
		● 出資金	684百万円	● 常勤役員数	223人

営業地区

- 大分市 ● 別府市 ● 臼杵市 ● 津久見市 ● 佐伯市 ● 竹田市
- 杵築市（旧西国東郡太田村を除く） ● 豊後大野市 ● 由布市 ● 国東市
- 速見郡日出町 ● 東国東郡姫島村

主な事業内容

1. 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

2. 貸出業務

- (1) 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
- (2) 手形の割引 商業手形等の割引を取り扱っております。

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

4. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

5. 附帯業務

- (1) 代理業務
 - ① 日本銀行歳入代理店
 - ② 地方公共団体の公金取扱業務
 - ③ 信金中央金庫、株式会社日本政策金融公庫等の代理貸付業務
- (2) 貸金庫業務
- (3) 債務の保証
- (4) 公共債の引受
- (5) 国債の窓口販売
- (6) 保険商品の窓口販売（保険業法第275条第1項により行う保険募集）
- (7) スポーツ振興くじの販売・払戻業務

会員の推移

（単位：名）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法人会員	4,114	4,102	4,097	4,078	4,035
個人会員	21,574	22,420	23,336	24,512	25,330
（個人事業主）	(3,424)	(3,462)	(3,248)	(3,296)	(3,262)
合計	25,688	26,522	27,433	28,590	29,365

出資金の推移

（単位：百万円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法人会員	164	164	160	158	158
個人会員	518	519	521	524	526
（個人事業主）	(65)	(68)	(62)	(64)	(68)
合計	683	683	682	683	684

出資配当率

（単位：%）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
配当率	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0

役員一覧

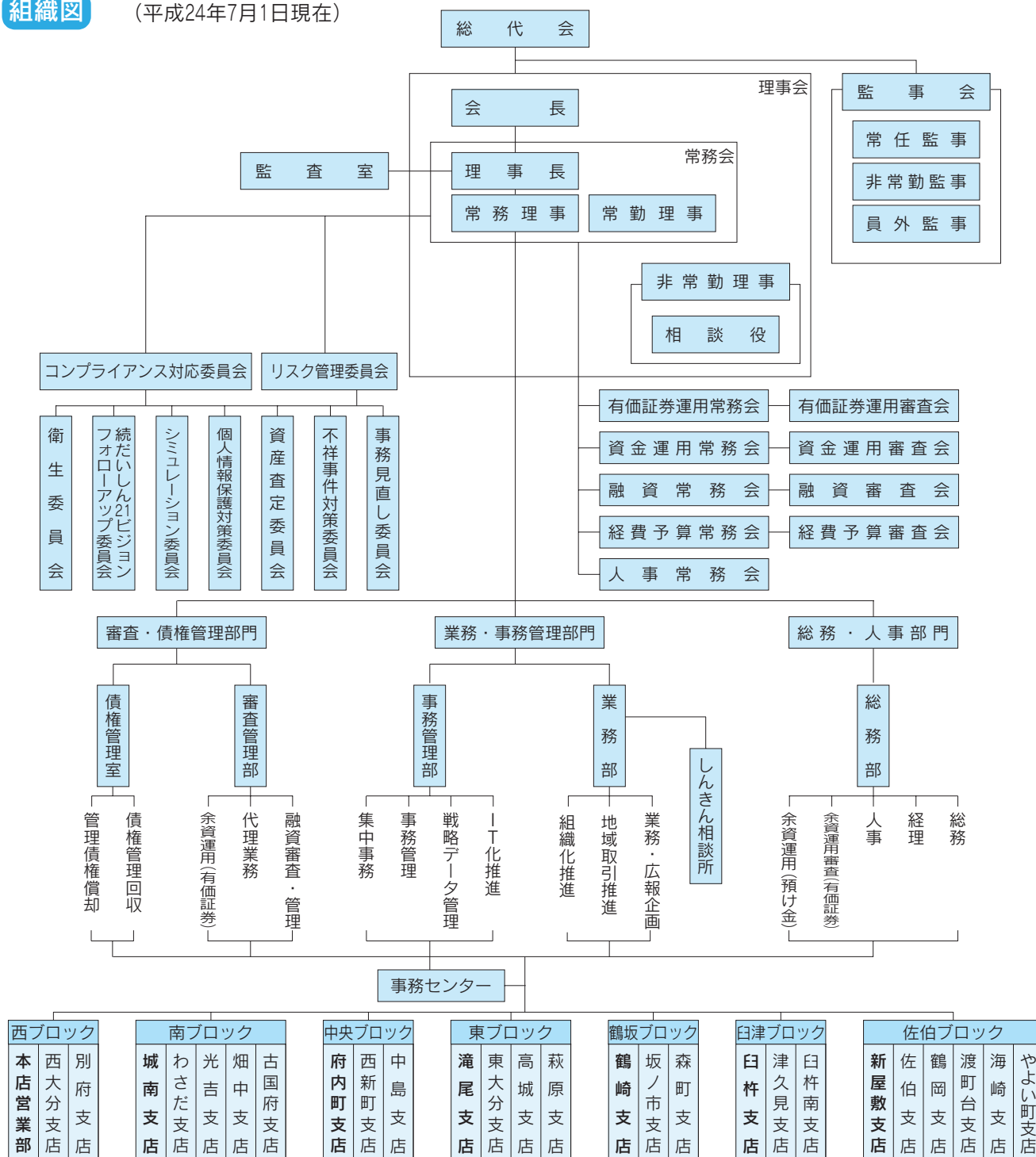
(平成24年7月1日現在)

会 長 (代表理事)	山上 博資
理 事 長 (代表理事)	和田 政則
常務理事 (代表理事)	野田 猛芳
常勤理事 (審査管理部長 兼債権管理室長)	鶴田 裕士
常勤理事 (本店営業部長)	三原 聖史
常勤理事 (業務部長)	大村 文明
常勤理事 (新屋敷支店長)	御手洗吉徳

理 事 (非常勤)	安部 萬年
理 事 (非常勤)	安部 敏明
理 事 (非常勤・相談役)	野尻 康秀
理 事 (非常勤)	谷口 一郎
常任監事	首藤 清信
監 事 (非常勤)	秦野 晃郎
員外監事 (非常勤)	藍澤 淳三

組織図

(平成24年7月1日現在)



当金庫のあゆみ

大正11.11.14 初代理事長山上猛虎が発起人となり、大分市大字大分1226番地の1に於いて有限責任大分信用組合を設立、事業開始



昭和 8. 8.13 大分市大字大分1231番地（現府内町支店）に本店新築移転

18. 8.25 市街地信用組合法施行により大分信用組合に名称変更

24. 6. 1 国民金融公庫代理業務取扱開始

26.10.20 信用金庫法施行に伴い大分信用金庫に名称変更

30. 4. 1 中小企業金融公庫代理業務取扱開始

32.11.23 創立35周年記念式典

34. 1.16 全国信用金庫連合会代理業務取扱開始
10.31 中小企業退職金共済事業团委託店契約
11.19 大分市中小企業経営合理化資金、中小企業退職事業团委託店事務取扱開始

37. 4. 5 住宅金融公庫代理業務取扱開始
11.14 創立40周年記念式典

38.10.10 林業信用基金代理業務取扱開始
10.22 日本不動産銀行代理業務取扱開始

39. 4. 1 大分市公金収納事務取扱、県中小工鉦業経営改善資金貸付取扱
10. 1 日本長期信用銀行代理業務取扱開始

40. 3.31 日本興業銀行代理業務取扱開始
12. 1 小規模企業共済事業团委託店契約

42.12. 1 日本電信電話収入金取扱開始

43. 7. 1 NHK放送受信料の口座振替取扱開始

44. 4. 1 大分県税収納事務取扱開始

45.12. 1 大分市水道局収納事務取扱開始

46. 3.15 本店（現在地）新築移転オープン

47. 7. 1 環境衛生金融公庫代理業務取扱開始
7. 8 雇用促進事業团委託店事務取扱開始
8. 1 年金福祉事業团委託店事務取扱開始
11.14 創立50周年記念式典

48. 4.20 独身寮・社宅建築竣工

49. 4. 1 大分手形交換所直接加盟
12.24 日本銀行と当座預金取引開始

50.11.25 日本銀行歳入代理店事務取扱開始

51. 4. 1 別府市公金収納代理事務取扱開始
6.22 大分しんきん相談所、相談窓口設置

10. 1 為替オンライン全国一斉スタート
12.24 預金量300億円達成

54. 2.13 全国銀行内国為替制度加盟
7. 1 医療金融公庫代理業務取扱開始

56.10.12 新総合オンラインスタート
12.22 預金量500億円達成

58. 9.22 証券業務認可（蔵証第3071号）
10. 2 創立60周年記念式典
11.14 全国信用金庫（新）データー通信システム移行

59. 2.11 創立60周年記念植樹（於：大分市裏川公園）



4. 6 全店CD設置完了

60. 2.12 全店しんきんテレホンサービス（振込自動通知）取扱開始
6. 5 全信連と外国為替取引締結

62. 8. 7 「西日本建設保証株式会社とその公共工事前払金業務」取扱開始
10. 1 「大分地域CDネットサービス（OCS）」取扱開始
10.20 「九州しんきんリース株式会社」とのリース業務取扱開始

平成 1. 2. 1 完全週休二日制実施

2. 8. 6 両替業務取扱開始

3. 6.24 「大分県地域共同バンクPOSサービス」取扱開始

5. 5.19 創立70周年記念式典（記念事業として大分川河畔ラブリバー事業に協賛し、植樹・諸設備について大分市に目録贈呈）

6.22 創立70周年記念事業として別府市民健康増進事業に協賛し、健康増進機器を別府市に目録贈呈

6.25 創立70周年記念事業として津久見市スポーツ公園植栽計画に協賛し、植栽及び諸設備について津久見市に目録贈呈

9.24 創立70周年チャリティーコンサート主催（東京フィルハーモニーオーケストラ）

11.18 東京フィルチャリティーコンサート益金（1,250,027円）を大分合同福祉事業団へ寄附

6. 1. 8 中国武漢市金融団の当金庫視察



10. 17 流動性預金金利自由化により金利の完全自由化
7. 1. 4 全信連大分駐在員事務所開設（当金庫5階）
3. 25 創立70周年記念植樹祭実施
8. 10. 19～20 「ヤングコアフェスタ in BEPPU KYUSYU」
参加
9. 4. 1 「だいしんギャラリー」オープン
10. 18～19 ヤングコアフェスタ in 山梨参加
10. 6. 15 信用金庫の日「しんきん文化の架け橋 98」
実施（以降毎年「文化保存」「環境保全」を
テーマにイベント開催）
11. 3. 29 郵貯ATM相互接続開始
6. 25 「コンプライアンスマニュアル」制定
11. 29 宝くじ販売事務取扱
12. 3. 6 デビットカード取扱開始
3. 24 大分川河畔ラブリバー工事、照明灯費用寄贈
（大分市）
3. 31 預金期中平残1000億円達成
12. 4 全国しんきんATMゼロネットサービス取扱
開始
12. 25 大分川河畔ラブリバー事業・照明灯設置工事
費用寄贈（大分市）
13. 3. 5 スポーツ振興くじ販売及び払戻業務開始
12. 21 本支店パソコンネットワーク完成（WAN）
14. 2. 25 臼杵信用金庫事業譲受
6. 10 佐伯信用金庫事業譲受
8. 2 府内戦紙／練り部門優秀賞受賞
10. 5 南信協野球大会優勝（於：宮崎県）
15. 6. 12 個人向け国債取扱開始
6. 27 創立80周年記念式典（記念事業として、大分
川右岸の環境整備事業に協賛し、照明設備及
び植樹費用として、大分市に目録贈呈）



8. 1 府内戦紙／踊り部門優秀賞受賞
8. 29 「リレーションシップバンキングの機能強化
計画」策定
10. 14 公庫買取型住宅ローン取扱開始
16. 8. 6 府内戦紙／踊り部門優秀賞受賞
11. 15 臼杵支店移転
新築オープン



17. 3. 5 創立80周年記念植樹祭開催（大分川右岸環境
整備事業の完成を祝う会）
8. 5 府内戦紙1等賞受賞
18. 8. 4 府内戦紙／練り部門優秀賞受賞
11. 17 「フリーモールサンリブ佐伯店」に店外ATM
コーナーオープン
19. 2. 19 店舗統合を実施
「南大分支店」と「えのくま支店」を統合し
「城南支店」としてスタート
「府内町支店」と「金池支店」を統合し「府
内町支店」としてスタート
8. 3 府内戦紙／マナー部門優秀賞受賞
9. 29 「フレスポ春日浦」に共同ATM新設
11. 29 「ゆめタウン別府店」に共同ATM新設
20. 8. 1 Little-B府内戦紙／マナー部門優秀賞受賞
9. 12 大分県農業信用基金協会と債務保証契約を締結
11. 23 しんきん携帯電子マネーチャージサービス取
扱開始
12. 2 ネット口座振替受付サービス取扱開始
21. 8. 7 府内戦紙／踊り部門優秀賞 Little-B府内戦紙／
練り部門優秀賞・マナー部門優秀賞 受賞
12. 14 金融円滑化相談窓口設置
22. 8. 9 夏休み親子スクール「お金の働き・金融機関
の役割について」
23. 1. 1 反社会的勢力排除条項の導入に伴う預金取引
規定等の改定および同意書の徴収開始
2. 14～18 だいしん矢車会・経営相談会
8. 5 府内戦紙／審査員特別賞受賞
24. 2. 20 店舗統合を実施
「西新町支店」と「浜町支店」を統合「西新
町支店」としてスタート
「植田支店」と「宗方支店」を統合。新築移
転のうえ「わさだ支店」としてスタート



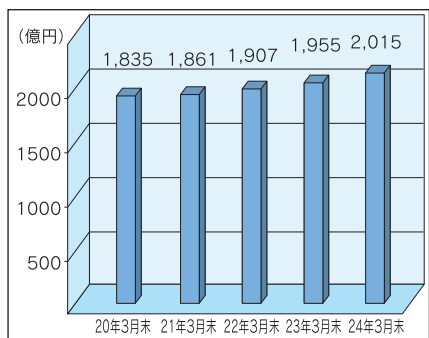


大分信用金庫と地域社会

● 当金庫の地域経済活性化への取組みについて ※計数は平成24年3月末現在

当金庫は、大分地域を事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



【預金量の推移】

お客様の預金について

当金庫の24年3月末の預金積金残高は2,015億円です。お客様からお預かりした大切な預金は、みなさまから信頼をいただいている証であります。お客様の大切な財産の運用を安全に、確実に、気軽にご利用いただけるように、また、目的や期間に応じて選択いただけますよう各種預金を取り揃えております。

なお、取り扱っている商品については、14ページの「商品・サービスのご案内」をご覧ください。

大分信用金庫

常勤役員数
店舗数 27
店223
舗人

預金積金／出資金 (会員数29,365人、出資金残高684百万円)

ご融資以外の運用について

当金庫はお客様の預金を、ご融資による運用の他に有価証券による運用も行っております。

ご融資／支援サービス

お客様／会員

今期の決算について

当期決算は、収益面では、資金の安全運用と諸経費の節減に努力した結果、コア業務純益で9.0億円、経常利益は5.5億円、当期利益は1.4億円を計上することができました。当金庫は、これからも地域のお客様に信頼され、地域と共に「永続」し続けるよう、一層の努力を重ねてまいります。尚、金融機関の健全性を表す「自己資本比率」は国の定める基準4%の5倍を上回る22.86%となっております。

地域のお客様へのご融資について

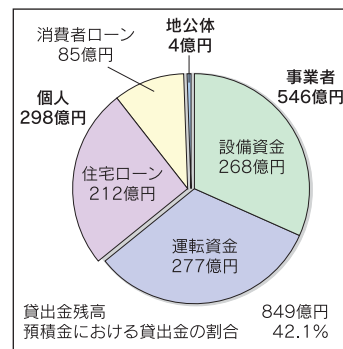
当金庫は、預金者に対する責任に応えるべく、出資者である会員の皆様へのご融資を基本として、地元中小企業の健全な発展と地域社会の繁栄に向けて、多数者利用の原則に基づく融資を心掛けております。

【貸出の運営方針】

1. 地域に貢献する中小企業に対して積極的に支援します。
2. 大口に偏重することなく、多数のお客様にご利用頂けるように徹底し、信用リスクを分散いたします。
3. 住宅資金や教育資金等公共性の高い資金需要に対しては積極的に支援をします。
4. 業種の片寄りを可能な限り是正し、バランスのとれた運用を行います。

なお、平成23年度における当金庫の貸出残高は図3の構成となっております。また、地元中小企業の資金ニーズに迅速に応える商品として、「支援」等をご提供しております。

なお、この他に当金庫で取り扱っている商品については、15ページをご覧ください。



【貸出金残高構成】

地域の中小企業へのご支援について

企業環境が厳しい今、企業経営の支援は、営業店、本部が一体となりコンサルティングを通じた経営支援を行い、お客様の状況に応じてお客様と共に取組んでおります。

「自分づくり」「わが社づくり」「おおいたづくり」を目的に、地元中小企業の経営者及びその後継者で組織する「大分デザイン会議」を開催しており、総会員数は500名にのぼっています。お客様同士の情報交流を通じ取引の促進や、新規事業の進出など、ビジネスチャンスの場となっております。又、「街づくりフォーラム」「人づくりフォーラム」「経済講演会」等を通じ、現在の地域環境、経済・社会情勢に合った各種勉強会を定期的に行っております。

また、地域経済の活性化に向け、だいしん会員同士の融合化(ビジネスマッチング)による「新事業・新分野展開、販路開拓」「新ブランド製品」の創出、及び「会員自体のブランド化」取組みを行っています。

ビジネスマッチング (会員同士の組み合わせ)

政府系金融機関
ご利用の橋渡し

経営管理の強化支援

大分県産業創造機構等
との連携による経営革新
支援への取組み

利益体質の構築支援

足で稼いだ新鮮な
地域情報の提供

異業種交流会等を通じて
販売受注先の情報提供

国立大学法人
「大分大学」
との連携の協定

地域密着金融機関として
「ゆりかごから墓場まで」
こころの通うお付き合い

中小企業金融再生
に向けた取組み
(M&A)

資産づくりのお手伝い

地域金融円滑化のための基本方針

大分信用金庫は、地域の会員（中小企業および個人のお客様）に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組方針

地域の会員（中小企業および個人のお客様）への安定した資金供給は、事業地域が限定された、会員同士の出資による協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、会員からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、会員の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、金融円滑化のための基本方針を円滑に実施するため、必要な態勢整備を図っております。

- ・理事会等において、態勢整備を図るため、本基本方針、金融円滑化管理規程の策定、金融円滑化管理責任者の選任等の事項について決議し、金融円滑化管理を徹底するための体制を構築しました。
- ・審査・債権管理部門担当役員を「金融円滑化管理責任者」に選任、金融円滑化管理責任者は金融円滑化の重要性を十分に理解し、ご相談体制をより一層強化充実させて参ります。
- ・また、審査管理部長及び営業部店長を「金融円滑化管理担当者」とし、職員への指導・教育及び相談対応の管理監督を担います。
- ・事業性の資金をお借入の会員（お客さま）や住宅ローンをご利用の会員（お客さま）からの「資金繰りの安定」や「ご返済条件の見直し」などに関するご相談、ご要望および苦情に対して柔軟に、より迅速かつ適切にお応えできるよう、「金融円滑化相談窓口」を各営業部店及び本部（審査管理部）に、開設いたしました。
- ・総務部において、会員（お客さま）の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるため、融資の現場の職員に対し、目利き力強化研修等、経営改善支援研修などの各種研修を実施しています。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っている会員（お客さま）から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、会員の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、会員（お客さま）からの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

大分信用金庫 しんきん相談所
フリーダイヤル 0120-120-827 (受付時間：営業日/9:00～17:00)



大分信用金庫地域貢献活動

地域づくりの応援団

大分・臼杵・佐伯地区各地で繰り広げられるお祭り等に、当金庫若手職員で構成された「お祭りクラブ」で積極的に参加し、今ではユニークな地域貢献活動として定着しています。「お祭りクラブ」が応援することで、みこし巡行が復活した祭りがあるなど、地域の方々から頼りにされています。



府内戦紙

大分の夏を飾る大分市最大のイベント「府内戦紙」。当金庫は参加企業としての「だいしん」と、当金庫が組織する若者の組織「Little-B」の2基の山車で毎年出場しております。

平成23年度は「だいしん」が審査員特別賞を受賞し大分の街を盛り上げました。

スポーツ振興

地元企業として、少年サッカーの発展に寄与することを目的に平成6年から開催している「だいしんカップ少年サッカー大会」は、大分市内はもとより佐伯市等県南からの参加チームも多く、特に6年生にとっては公式戦最後の大会となることも併せ、年々参加チームも増加して盛大に行われています。

また、県民すこやかスポーツ祭予選となる「大分市ミニバレーボール大会」への協賛、鶴崎支店主催で「鶴崎・大在地区ミニバレーボール大会」も毎年開催しております。



信用金庫の日

信用金庫業界では信用金庫法が公布、施行された6月15日を「信用金庫の日」と定め、業界統一事業として取り組んでおります。「だいしん」では、毎年この事業に積極的に参加し、「環境保全」「文化保存」を目的に取り組んでおり、平成24年度はロボットのぞみによるパフォーマンスショーと環境パフォーマンスで学ぶ笑顔の地域づくり」と題して、らんま先生による講演会を行いました。

地域活性化に活発な活動の会員組織



大分デザイン会議

地元の中小企業の若手経営者や事業後継者で構成され、“じぶんづくり”“わが社づくり”“おおいたづくり”を目的に活動しています。

会員数は約500名、支部の役員で構成する本部会員が約100名で、勉強会や視察研修などを行っています。

平成23年度視察研修は四国伊方原発ビジターズハウスの見学を行いました。また、人づくりフォーラムを開催し、「強みを生かした自己改革」と題して藤堂昌恒氏を講師に招き、講演会を行いました。

大分デザイン会議「視察研修」



Little-B

地元の中小企業で働く若い男女約3,600名の会員で構成され、若者の文化・情報発信・会員相互交流の場を提供することを目的として活動しています。

主な活動内容は、府内戦紙への出場、ボーリング大会、クリスマスパーティなど各種イベントの開催で、会員自らが企画・運営に携わっています。

大分デザイン会議「人づくりフォーラム」



だいしん矢車会

当金庫では、会員事業所の営業支援『だいしん発「大分事業所ブランド」づくり』を目的に「ビジネスマッチング（取引先紹介）サービス」の取り組みに向け、平成17年9月に「だいしん矢車会」を発会しました。これまで、ご要望の多かった販路拡大のための新たな取引先紹介や業務提携、斡旋仲介など、相手先紹介を当金庫の情報網を活用し提供するもので、現在約100企業の会員組織となっております。

対象とするサービスとしましては、1、販売先・仕入先などの取引先紹介 2、生産技術の委託先・受注元の紹介 3、技術の提供先・提供元の紹介などがあります。平成23年度は平成24年2月6日から2月10日にかけて「だいしん矢車会経営相談会」を開催しました。

Little-B「クリスマスパーティ」



だいしん元気会

当金庫で年金をお受取りの方、またはご予約の方を対象に構成されています。

年金受取日には全店で年金感謝デーを実施しているほか、専門スタッフが健康・医療・介護の相談にお応えする「健康サポートプラン」を祝祭日を除き24時間いつでも受付けています。

だいしん矢車会「経営相談会」





営業店一覧及び自動機器設置状況

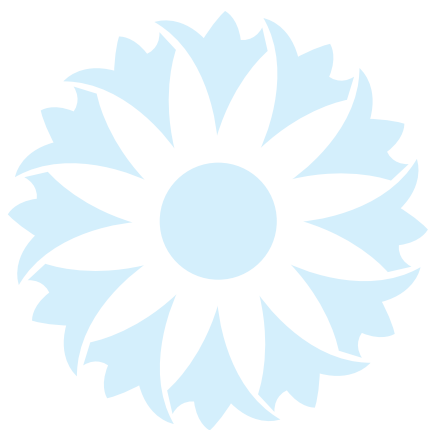
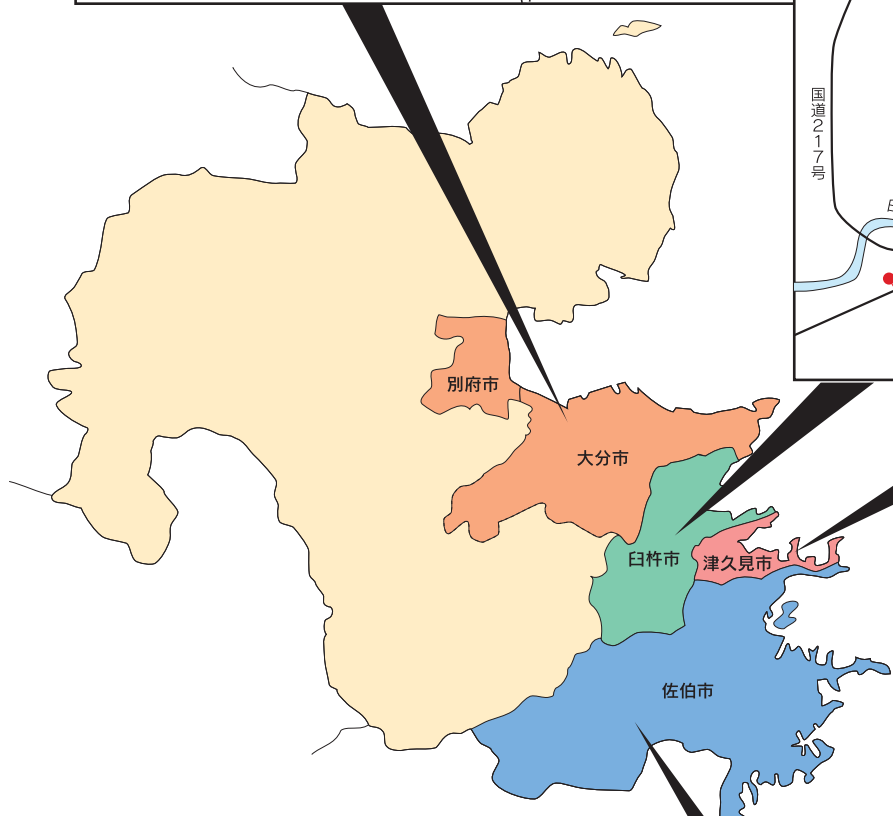
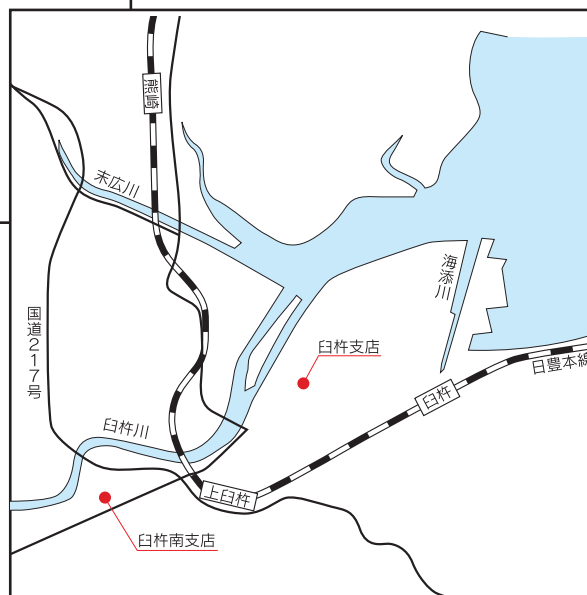
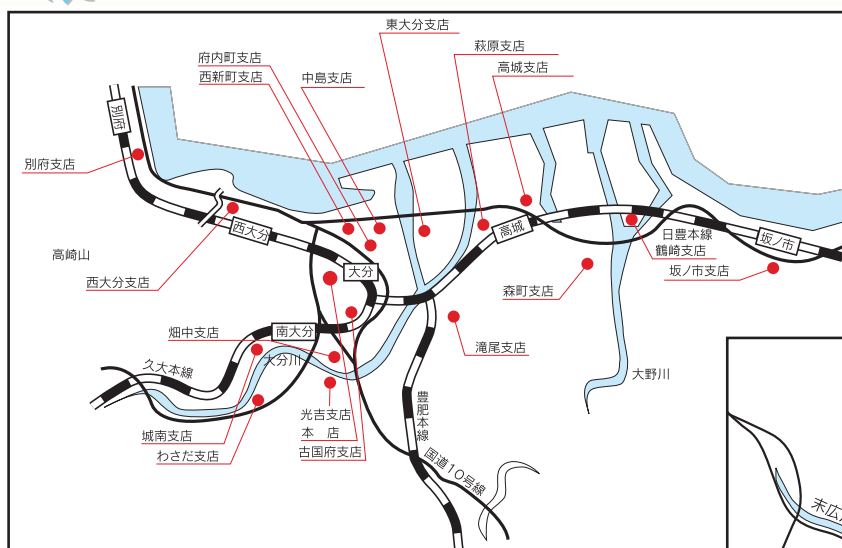
平成24年6月末現在

【店舗一覧】

店 舗	所 在 地	電 話	お取り扱い時間			A T M ／ C D
			平 日	土 曜	日曜・祝日	
本店営業部	大分市大道町3丁目4番42号	097-543-5151	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	A T M
府内町支店	大分市府内町1丁目4番28号	097-535-1100	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	A T M
西新町支店	大分市中央町3丁目3番11号	097-532-2116	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	A T M
西大分支店	大分市浜の市1丁目3番34号	097-536-1311	8:45～18:00			A T M
東大分支店	大分市南津留11番4号	097-558-1511	8:45～18:00			A T M
中島支店	大分市中島東2丁目1番3号	097-534-7187	8:45～18:00			A T M
鶴崎支店	大分市中鶴崎1丁目7番15号	097-527-3195	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	A T M
坂ノ市支店	大分市坂ノ市中央3丁目18番14号	097-592-1611	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	A T M
津久見支店	津久見市中央町24番20号	0972-82-2195	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	A T M
別府支店	別府市元町15番19号	0977-23-0381	8:45～18:00			A T M
高城支店	大分市高松東2丁目5番13号	097-558-3788	8:45～18:00			A T M
わさだ支店	大分市大字木ノ上23番地1	097-541-1221	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	A T M
滝尾支店	大分市下郡南3丁目2番17号	097-569-5846	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	A T M
城南支店	大分市大字荏隈717番地の1	097-543-3111	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	A T M
萩原支店	大分市牧2丁目1番1号	097-556-0056	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	A T M
光吉支店	大分市大字光吉764-3	097-567-0311	8:45～18:00			A T M
畑中支店	大分市大字豊饒180番地の1	097-547-0171	8:45～18:00			A T M
古国府支店	大分市大字古国府416番地の7	097-573-5111	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	A T M
臼杵支店	臼杵市大字臼杵字新町664番地の1	0972-63-0222	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	A T M
臼杵南支店	臼杵市大字野田335番地の1	0972-63-3110	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	A T M
森町支店	大分市大字森町517番地の3	097-522-0811	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	A T M
佐伯支店	佐伯市駅前2丁目7-15	0972-24-1511	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	A T M
新屋敷支店	佐伯市大手町2丁目1-24	0972-24-1311	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	A T M
鶴岡支店	佐伯市鶴岡町1丁目3-2	0972-24-1411	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	A T M
渡町台支店	佐伯市長島町1丁目24-12	0972-24-1611	8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	A T M
海崎支店	佐伯市大字戸穴352番地の1	0972-27-8111	8:45～18:00			A T M
やよい町支店	佐伯市弥生大字上小倉1123番地の1	0972-46-2650	8:45～18:00			A T M

【店舗外キャッシュコーナー】

南大分出張所		8:45～18:00			A T M
金池出張所		8:45～18:00			A T M
宗方出張所		8:00～19:00	8:00～19:00	8:00～19:00	A T M
浜町出張所		8:45～18:00			A T M
大分駅共同出張所		8:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00	A T M
大分市役所共同出張所		9:00～17:00			A T M
大分県庁共同出張所		9:00～17:00			A T M
オアシス広場21共同出張所		9:00～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	C D
ジャスコ狭間店共同出張所		9:00～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00	C D
津久見市役所共同出張所		9:00～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00	C D
マルショク寒田店共同出張所		9:00～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	C D
トキハわさだタウンショッピングセンター共同出張所		9:00～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00	A T M
臼杵市役所共同出張所		9:00～17:00			C D
サンリブ臼杵店共同出張所		9:00～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00	C D
パークプレイス大分共同出張所		9:00～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00	C D
トキハインダストリー佐伯店共同出張所		9:00～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00	A T M
佐伯市役所共同出張所		9:00～18:00			C D
南海病院出張所		9:00～17:00			A T M
フリーモールサンリブ佐伯出張所		9:00～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00	A T M
フレスポ春日浦共同出張所		9:00～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00	A T M
ゆめタウン別府店共同出張所		9:00～20:00	9:00～20:00	9:00～20:00	A T M





商品・サービスのご案内

預金業務

〈主な預金商品〉

(平成24年6月末現在)

種 類	特 色	期 間	お預け入れ額
当座預金	現金決済にかわる手形・小切手をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	いつでも出し入れができ、給与・年金などの自動受取や公共料金などの自動支払もできますので、お財布がわりにご利用いただける決済性の預金です。キャッシュカードをご利用になると、お通帳やご印鑑がなくてもほとんどの自動機で出し入れができ、また、土、日、祝日にもご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金	公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができ、かつ随時払戻しの可能な無利息の預金です。預金保険制度により金額保護されます。	出し入れ自由	1円以上
総合口座	普通預金口座に自動継続式定期預金を組み合わせた、個人の方限定の口座です。普通預金のお支払にあたって残高が不足する場合には、組み合わせた定期預金の残高の90%(最高300万円)まで自動的にご融資する便利な口座です。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	個人の方限定の貯蓄性預金で、残高によって普通預金よりも高いお利息がつきます。自由な出し入れやキャッシュカードのご利用は普通預金と同じですが、自動受取や自動支払口座としてはご利用になれません。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまったお金の短期運用に最適な預金です。お引き出しの際は、その2日前までにご連絡をいただく必要があります。	7日以上	1万円以上
納税準備預金	納税資金を準備しておくための預金で、お利息が有利なうえに非課税扱いです。納税以外にお引き出しをしますとこの特典は受けられず、その利息計算期間中は普通預金と同じになります。	入金：自由 出金：納税時	1円以上
大口定期預金	1千万円以上のまとまった資金の運用として、1ヶ月～5年以内の期間が自由に選べる、有利な金利の預金です。	1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月 1年・2年・3年・4年・5年	1,000万円以上
スーパー定期	お預け入れ期間もバリエーション豊かで、今や定期預金の主流です。1千万円未満の自由金利預金です。	1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月 1年・2年・3年・4年・5年	100円以上 1,000万円未満
期日指定定期預金	1年複利の有利な定期預金。1年を経過すれば1ヶ月前に満期日を指定できます。個人の方のみ利用できます。	最長3年 (うち据置1年)	100円以上 300万円未満
だいしん年金定期預金	当金庫で各種年金の受取口座がある方を対象に、定期預金の基準金利に0.3%上乗せする定期預金です。	1年	100円以上 200万円以内
福祉定期サポート300	当金庫所定の各種年金、手当の受取口座がある方を対象に、定期預金の基準金利に0.3%上乗せする定期預金です。	1年	100円以上 300万円以内
サマー定期 メンバーズサマー定期 ^(注)	新規お預入か増額継続に限り、期間限定で金利を優遇する商品です。会員の方はよりお得となっています。ボーナス資金の運用などに最適です。	1年	100円以上 300万円未満
定期積金	将来のライフプラン実現に向けて毎月コツコツと積み立てて、まとまった資金づくりを目指す月掛け貯蓄です。お積立方法は、窓口でお積立いただく「窓口扱い」、ご指定口座からの「口座振替扱い」、当金庫職員がお伺いする「集金扱い」があります。	6ヶ月～10年 (1ヶ月単位)	1,000円以上
だい ^安 しん ^(注) (しんきん傷害保険付定期積金)	個人の方を対象に積立目標額を上限とする傷害保険が付いた定期預金です。保険料の負担はございません。教育資金や住宅資金などの積立に最適です。	5年	1万円以上 15万円以内 (5千円単位)

新規に口座を開設する際は、ご本人であることを確認できる証明書類（運転免許証、健康保険証等）を提出していただきます。

(注) 募集期間限定の商品ですので、現在の取り扱い状況は本支店窓口でご確認ください。

〈一般のご融資〉

種 類	特 色
割引手形	一般商業手形の割引をいたします。
手形貸付	仕入資金など短期運用資金にご利用ください。
証書貸付	設備資金・運転資金など、長期資金が必要な時にご利用ください。
当座貸付	一定限度額内で時期、金額を問わず借り入れができます。

〈主なローン〉

種 類	特 色	期 間	ご融資金額
中小企業支援資金 「支援」	中小企業支援資金として、設備資金、運転資金の長期資金にご利用いただけます。なお、保証協会保証もご利用できます。	運転資金15年以内 設備資金20年以内	1億円以内
メンバーズ ビジネス応援 ローン	事業者の方の運転資金・設備資金にご利用できます。既存の借入れのおまとめや他金融機関からの借換も対象となります。	運転資金15年以内 設備資金20年以内	1億円以内
だいしん 「マイホームローン」	住宅の新築、増築、建売住宅、中古住宅、マンション、土地購入、他金融機関から借換資金としてご利用できます。諸費用分も申込でき、3年固定と10年固定金利が選べます。	1年以上 35年以内	10万円以上 6,000万円以内
住宅ローン 「スイッチⅡ」	他金融機関から借換資金としてご利用できます。	20年以内	50万円以上 3000万円以内
だいしん アパートローン	賃貸住宅、アパートなどの新築や増改築資金としてご利用できます。これらの資金の他金融機関からの借換も対象となります。	30年以内	100万円以上 2億円以下
プレミアム マイカーローン	自家用自動車および50cc以上のバイク購入費用、カー用品購入、ガレージの新築、車検、免許取得費用等、自動車に関連する資金としてご利用できます。エコカー等の金利優遇があります。（勤続年数不問、所得証明・担保・保証人不要です。）	8年以内	10万円以上 500万円以内
プレミアム 教育ローン	中学以上の学校に入学する入学金、授業料、施設設備費等の学校納付金、受験費用、他進学資金としてご利用できます。（勤続年数不問、所得証明・担保・保証人不要です。）	10年以内	10万円以上 500万円以内
だいしんフリー ローンモア	旅行、レジャー、家電購入など様々な用途でご利用できます。担保・保証人も原則不要です。	6ヶ月以上 7年以内	10万円以上 300万円以下
だいしん リフォームローン	自宅のリフォームや太陽光発電等の費用が対象です。エコ関連のリフォームの場合は金利の優遇があります。	6ヶ月以上 7年以内	10万円以上 300万円以下
だいしん ビジネスフリーローン	個人事業者専用のフリーローン。事業資金を含めて使いみちが自由で、担保・保証人も不要です。	6ヶ月以上 7年以内	10万円以上 300万円以下
カードローン だいしん「きやつする300」	お使いみちはご自由で、担保、保証人も不要です。急な出費の時に便利です。又、全国のCD・ATMからカード1枚でご利用できます。	3年 (原則・自動更新)	10万円以上 300万円以下

〈制度融資〉

特 色
大分県および市町村で制度化している中小企業の皆様向けの融資をお取扱しています。

〈代理業務〉

特 色
信金中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人福祉医療機構などの代理業務を取り扱っています。

詳細については得意先係、窓口にてお尋ねください。



内部管理態勢について

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の規定に基づき、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性を確保するため「内部管理基本方針」を定めています。

(1) 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスの統括管理を行う部署は総務部とし、コンプライアンスの具体的な手引書となる「コンプライアンス・マニュアル」を策定し全役職員に配布するとともに、本部各部署および各営業店は毎月コンプライアンス勉強会を実施することで役職員教育を徹底しております。
- ② 不正行為等の早期発見と是正を行うために、公益通報者保護の窓口を総務部として内部通報規程を整備しております。また、職員の法令及び定款違反行為については、業務執行部門から独立した監査室が内容を調査し、結果を代表理事および理事会に報告する体制としております。

(2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事の職務の執行に係る情報については、当庫の「文書取扱規程」に基づき、適正な保存および管理を行うほか、理事および監事はこれらの文書を常時閲覧できる体制としております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 適正な統合的リスク管理を実現するため、基本規程として策定した「リスク管理規程」に基づき、「リスク管理委員会」が金庫全体のリスクの一元的管理を行うとともに、リスクカテゴリー毎に担当部署を定め、リスク管理の実効性および相互牽制機能を確保しております。
- ② また、リスク管理委員会は、当庫におけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて随時常務会に報告し、監査室が統合的リスク態勢の有効性および適切性について監査を行う体制としております。

(4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、理事会を3ヶ月に1回定期的開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、当庫の経営方針及び業務戦略に関わる重要な事項についての執行決定を行う体制としております。
- ② 理事会は全役職員が共有する経営計画及び年度毎の業務運営方針を決定し、その進捗状況に関して定期的に報告を受け、各部門の現状分析、改善策等を担当理事に報告させ、必要に応じて見直しを行うようにしております。

(5) 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、理事会は監事と協議のうえ、監査室の職員を指名することができる体制としております。

(6) 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項

監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けない体制としております。

(7) 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

- ① 理事は定められた事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとするが、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としないこととしております。
- ② 職員は、前項に関する重大な事実を認識した場合には監事に直接報告できるものとし、監事は、理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとしております。

(8) その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、監査室、コンプライアンス統括管理を行う総務部等との緊密な連携を図り、定期的な情報交換を行う等、適正な監査の実施に努める体制としております。



法令遵守(コンプライアンス)態勢について

「コンプライアンス」とは、法令やルールを厳格に遵守するとともに、社会的規範を全うすることをいいます。金融機関は、その公共的立場から特に高い倫理観が望まれています。このため当金庫では、法令遵守(コンプライアンス)を経営の最重要課題の一つと捉え、全役職員に徹底させるために以下の施策を実施しております。

まず、金融監督庁が平成10年12月に公表した「金融検査マニュアル原案(中間とりまとめ)」に沿って、平成11年4月に「コンプライアンス対応委員会」を設置しました。

また、平成11年6月には「金融検査マニュアル検討会(最終とりまとめ)」を基に、当金庫独自の「コンプライアンスマニュアル(第1版)」を作成しました。

平成12年4月に理事会での承認を経て「コンプライアンスマニュアル(第2版)」及び「倫理規程」を制定し役職員全員に配布し、定期的に研修・勉強会等を実施しております。更に、コンプライアンス態勢を整備するため、平成12年10月には「コンプライアンスプログラム」及び「不祥事件の取扱いに関する規定」を制定し、これに係る委員会として「不祥事件対策委員会」を設置しました。

その後、平成17年よりコンプライアンス態勢充実のためコンプライアンス対応委員会を毎月2回開催するこ

とし、加えて、不正行為等の未然防止と早期発見を目的として平成19年7月に「内部通報規程」及び「内部通報対応マニュアル」を制定しました。

また、平成19年2月の金融検査マニュアル改訂を受け規程等を見直し、反社会的勢力との関係を遮断し業務の健全性及び適切性を確保するため平成20年11月に「反社会的勢力に対する基本方針」、「反社会的勢力への対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定するなど、コンプライアンス態勢の一層の強化に取り組んでおります。



反社会的勢力への対応について

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども大分信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

平成20年11月1日制定



顧客保護態勢について

当金庫では「内部管理基本方針」において、「法令等遵守態勢」「リスク管理態勢」とならび「顧客保護態勢」の整備を経営の最重要課題として位置づけています。

平成19年9月の「金融商品取引法」の全面施行および信用金庫法等の関連法令の改正を受け、当金庫では、元本割れ等のリスクがある金融商品の販売管理態勢のさらなる充実に努めております。

お客さまにより一層ご満足、ご安心いただけるよう、以下の勧誘方針を遵守し、適切な運用のご提案を行ってまいります。

金融商品販売に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

平成19年9月30日制定



金融ADR制度への対応について

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店またはしんきん相談所で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

大分信用金庫 しんきん相談所	
住 所	大分市大道町3丁目4番42号
電話番号	0120-120-827（フリーダイヤル）
受付日時	信用金庫営業日 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

*お客さまの個人情報苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、（社）全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記しんきん相談所にご相談ください。

全国しんきん相談所（社）全国信用金庫協会	
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日時	信用金庫営業日 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、熊本県弁護士会、鹿児島県弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、しんきん相談所または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

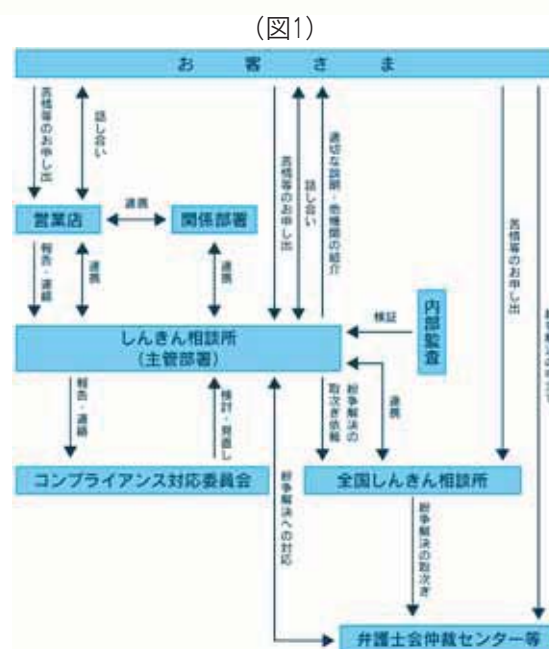
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付時間	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00
名 称	熊本県弁護士会 紛争解決センター	鹿児島県弁護士会 紛争解決センター	
住 所	〒876-0078 熊本県熊本市京町1-13-11	〒892-0815 鹿児島県鹿児島市易居町2-3	
電話番号	096-325-0913	099-226-3765	
受付時間	月～金（祝日を除く） 9:00～17:00	月～金（祝日を除く） 10:00～16:00	

6. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、しんきん相談所がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署およびしんきん相談所が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を関係部署またはしんきん相談所から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。

- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制（図1）



利益相反管理への対応について

当金庫は、利益相反管理基本方針ならびに利益相反管理規程を制定し、お客さまとのお取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益を保護するよう努めることとしています。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

平成21年6月1日制定



顧客情報保護への対応について

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報の取得・利用について

(1) 個人情報の取得

- ・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- ・お客様の個人情報は、
 - ① 預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - ② 営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
 - ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
 - ④ 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
 - ⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報の利用目的

- ・当金庫は、次の利用目的のために個人情報を利用し、それ以外の目的には利用しません。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- ・お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはございません。

(利用目的)

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

- ・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。

3. 個人情報の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報の開示・訂正等、利用停止等について

- ・お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- ・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客様からの個人情報の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- ・以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報の安全管理について

- ・当金庫は、お客様の個人情報の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。

＜※ホームページに載せるときのみ＞

リンクについて

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

クッキーについて

当金庫のHPではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。

(クッキーとは)

クッキーとは、お客様がウェブサイトへアクセスする際、お客様のパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客様が当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客様が接続されたその時のみ有効であり、また、お客様の氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫しんきん相談所までご連絡下さい。

大分信用金庫 しんきん相談所	
住 所	大分市大道町3丁目4番42号
電話番号	0120-120-827 (フリーダイヤル)
受付日時	信用金庫営業日 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

リスク管理態勢について

■ 信用リスク

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化や倒産等により、貸出金などの元本や利息の回収が困難となり、当金庫が損失を被るリスクです。

当金庫では、信用リスクが金庫経営に重大な影響を与えることを十分認識し、貸出資産の健全性の維持・向上のため、「リスク管理規程」に基づき主管部を定め、信用リスクの管理・統制（コントロール）等を行っています。

また、役職員が与信取引を行うにあたって遵守しなければならない基本的な考え方をクレジット・ポリシーとして定め、社会常識を踏まえた健全な倫理観に基づき、与信取引に係る行動と判断を行うよう周知徹底を図っています。

■ 市場リスク

市場リスクとは、金利・有価証券の価格・為替等の様々なリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクです。

具体的には、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクがあります。

当金庫では、市場リスクを管理・統制（コントロール）するため、リスク管理委員会においてリスク量を把握するとともに、常務会等で経営陣自ら状況把握を的確に行っています。

■ 流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により通常より著しく高い金利での調達を余儀なくされたり、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることなどにより損失を被るリスクのことです。

具体的には、資金繰りリスクと市場流動性リスクがあります。

当金庫では、予期せぬ事態にも機動的な対応が出来るよう信金中央金庫等に支払準備資金を潤沢に預け入れており、適正な管理を行っています。

■ オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動、若しくはシステムが不適切であることや、外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

- (1) 事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクをいいます。
- (2) システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い当金庫が被るリスク、及びコンピュータが不正に使用されることにより当金庫が被るリスクをいいます。
- (3) 法務リスクとは、顧客に対する過失による義務違反及び不適切な営業慣習等から生じ当金庫が被るリスク（損失・損害）をいいます。
- (4) 人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシャルハラスメント等）から生じ当金庫が被るリスク（損失・損害）をいいます。
- (5) 有形資産リスクとは、当金庫が災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等をいいます。
- (6) 風評リスクとは、当金庫の評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害をいいます。

当金庫は、オペレーショナル・リスクに関する組織、事務分掌及び職務権限等を定め、総合的なオペレーショナル・リスク管理態勢を構築することにより、健全性の確保、収益性の向上を図っています。



【総代会の機能と特性】

信用金庫は、「会員による自治」を基本に、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神で、会員・お客様自らの自己実現と経済的価値のみならず、文化的・社会的価値も重視した地域社会の実現を目的とした協同組織形態の金融機関です。

したがって、株式会社と違い会員一人一人が1票の議決権を持ち、民主的に運営されているという特色を有しています。

株式会社など一般的な会社の最高意思決定機関は「総会」ですが、上記の特色を有する多くの信用金庫の場合は、総会に替えて「総代選考委員」によって選任された会員の代表者（総代）からなる「総代会」制度を採用しており、当金庫も同様であります。

当金庫では、「定款」、「総代選任規定」に基づき、地区を13の選任区域に分割し、地域の世話役として人望の厚い方を、それぞれの地区の会員数に応じて総代として選任しており、総代には毎月支店長が庫内報である「矢車草」を持参し近況をお伝えするとともに、通常総代会とは別に年1回数地区に分けて「地域別総代懇談会」を開催し、当金庫の経営状況等についての報告を行っております。

尚、当金庫の総代の氏名は24年4月28日現在で下記の通りとなっております。

【総代の任期、定数】

- ・総代の任期は2年で、定年制は設けておりません。
- ・総代の定数は100名で、会員数に応じて13の選任区域ごとに定められております。

【総代候補者選考基準】

- ・当金庫の出資会員であること。
- ・良識をもって正しい判断ができ、金庫の目付役として相応しい人物であること。
- ・地域における信望が厚く、人格・見識とも当金庫の総代として相応しい人物であること。
- ・金庫の理念・使命等をよく理解しており、当金庫の発展に寄与していただける人物であること。

総代一覧表（平成24年4月28日現在）…定員100名（現在人員100名、欠員0名）

(1) 本店地区 (13名)	中村進、金馬治郎、園田富三、有田忠、山村美芳、足立隆男、岩田義治、仲道正直、山上誠二、佐藤俊治、漆間善雄、山上博資、阿部健郎
(2) 南地区 (21名)	宇野晴昭、高橋正七郎、秦順照、麻生茂、葛城信義、岩田浩、野中進、野尻康秀、佐藤信年、小川政義、漆間桂造、二村沢行、多嶋田茂夫、後藤眞澄、安部敏明、首藤隆、安部征二、山田和徳、三原政夫、幸福太郎、朝来野弘義
(3) 府内町地区 (9名)	葛城啓吾、後藤鉄治、内田伊六、園田強、生野雄一郎、太田光則、秦野晃郎、山川富弘、佐藤友信
(4) 西新町地区 (6名)	高倉馨、宗祥一郎、喜多川明純、日名子良則、牧博彦、木下誠一
(5) 西地区 (4名)	重石太雄、安東正美、長岡達雄、後藤九十九
(6) 東地区 (10名)	高橋一夫、石樽義之、利光正人、高橋只男、佐藤竹彦、豊田吉郎、織戸和彦、三浦啓亨、坂本憲治、千羽安芳
(7) 中島地区 (3名)	吉川暉、安部萬年、堀正澄
(8) 鶴崎地区 (7名)	桜井政男、岩尾寿尚、浅利克美、宮本敬三、加藤強、石崎常生、三浦洋二
(9) 坂ノ市地区 (4名)	伊東浩一、大平修平、安部俊平、猪原晴夫
(10) 津久見地区 (3名)	一ノ瀬玄米、田中治郎、津行宏敏
(11) 別府地区 (2名)	土谷正則、村橋弘喜
(12) 臼杵地区 (5名)	戸高基次、安藤恵薫、久知良和彦、久保田晃、油布孝生
(13) 佐伯地区 (13名)	秋元益雄、児玉正二、清松一生、安部東、梅田清、廣瀬逸郎、石崎善司郎、金田和也、坪根豊彦、簀原原勝人、市原庄一、御手洗幸雄、金田利充

（注）お名前の掲載につきましては、個人情報保護の観点から、すべての総代の承諾をいただいております。（順不同）



バーゼルⅡに係る当金庫の自己資本の充実等について (定性的開示事項)

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目と補完的項目で構成されています。自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、基本的項目では地域のお客様からお預かりしている出資金が該当します。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積み上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、自己資本比率はもちろんのこと、Tier1比率の状況についても、国内基準である4%を十分に上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策と考えております。

3. 信用リスクに関する事項

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクと捉え、与信業務の基本的な理念や手続きを明示した「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すと共に、信用のリスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、毎月の常務会にて上位20先の状況を報告するとともに、信用格付制度を導入するなど厳格な自己査定を実施しており、信用リスクの計量化に向けインフラ整備も含めて準備を進めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行なうほか、必要に応じて、常務会、理事会を通じて経営陣に対する報告を行っております。

また、貸倒引当金は「資産の自己査定基準」及び「償却及び引当の計上基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(1) リスクウェイトの判定に使用する適格格付け金融機関の名称

リスクウェイトの判定に使用する適格格付け金融機関としては、以下の4つの機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付け機関の使分けは行なっておりません。

・ R&I ・ JCR ・ Moody's ・ S&P

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより被る損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置と認識しており、実際の融資取上げに際しては、資金使途・返済財源・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から判断をおこなっております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅡにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主な担保としては預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める事務取扱規程や担保評価規程等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行なっております。

一方、当金庫が扱う主な保証としては、政府保証と同様の信用度をもつ住金保証、金融機関エクスポージャーとして適格格付け機関が付与している格付けにより信用度を判定する社団法人しんきん保証基金等があります。

また、お客様が、期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める事務取扱規程等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の摘要に伴う信用リスクの集中に関しては、特に限られた業種やエクスポージャーに偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手方のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、上記取引を行なっておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行なっておりません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では事務リスク、システムリスクをはじめとする事務に係る幅広いリスクと捉えて、事務管理部門が中心となってリスク管理要領を定め、それぞれの基本方針や管理体制に基づき経営会議に報告するなど、確実にリスクを認識し、評価しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は、投資事業組合への出資金が該当します。

また、非上場株式、投資事業組合への出資金に関しては、当金庫の定める「余資運用基本要領」に基づいて厳格な運用・管理を行なっております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価により、毎月、リスク管理委員会及び経営陣へ報告し適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行なっております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を示しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（99%タイル値）の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには、新商品の導入による影響などの計測を行い、シミュレーション委員会等で協議検討し、必要に応じ経営陣へ報告を行なうなど、資産・負債の最適化に向けたリスク管理に努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・ 計測手法 「金利ラダー方式」
- ・ コア預金
 - 対 象：流動性預金全般（当座、普通、貯蓄預金等）
 - 算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限
 - 満 期：5年以内（平均2.5年）
- ・ 金利感応資産・負債 貸金、有価証券、預け金、その他の金利・満期を有する資産、負債
- ・ 金利ショック幅 99%タイル値
- ・ リスク計測の頻度 四半期ごと（四半期月末基準）

以 上

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 平成23年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	84

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」60百万円、「賞与」23百万円となっております。

「退職慰労金」の支払はありません。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成23年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、平成23年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 平成23年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

資 料 編

1. 経理・経営内容

・ 主要な経営指標の推移	25
・ 比較貸借対照表	26
・ 比較損益計算書	27
・ 貸借対照表注記（平成23年度）	28
・ 損益計算書注記（平成23年度）	29
・ 剰余金処分計算書	29
・ 業務粗利益	30
・ 資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高、利息、 利回り等	30
・ 受取利息、支払利息の増減	30
・ その他業務利益の内訳	31
・ 経費の内訳	31
・ 商品有価証券の含み（損）益	32
・ オフバランス取引の状況	32
・ 先物取引の時価情報	32
・ オプション取引の時価情報	32
・ 総資産利益率（経常利益率、当期純利益率）	32
・ 総資金利鞘	32
・ 預貸率	32
・ 預証率	32
・ 常勤役職員一人当たり預金残高	32
・ 一店舗当たり預金残高	33
・ 常勤役職員一人当たり貸出金残高	33
・ 一店舗当たり貸出金残高	33
・ 常勤役職員一人当たり預貸金残高	33

2. 資金調達

・ 預金科目別残高	34
・ 預金・譲渡性預金平均残高	34
・ 預金者別預金残高	34
・ 財形貯蓄残高	34

3. 資金運用

・ 貸出金科目別平均残高	35
・ 貸出金残高	35

・ 貸出金業種別内訳	35
・ 貸出金使途別内訳	36
・ 消費者ローン、住宅ローン残高	36
・ 貸出金担保別内訳	36
・ 債務保証見返担保別内訳（期末残高）	36
・ 貸倒引当金の内訳	37
・ 貸出金償却額	37
・ リスク管理債権	37
・ 金融再生法開示債権額	38

4. 証券業務

・ 有価証券の種類別平均残高	39
・ 有価証券の種類別の残存期間別残高	39

5. 証券業務の時価情報

・ 売買目的有価証券	39
・ 満期保有目的の有価証券	39
・ その他有価証券	40
・ 金銭の信託	40

6. 第102条第1項第5号に掲げる取引

7. 国際業務

・ 外国為替取引高	40
・ 外貨建資産残高	40

8. その他の業務

・ 手数料一覧	41
・ 代理貸付残高の内訳	41
・ 内国為替取扱実績	41

9. バーゼルⅡに係る当金庫の自己資本の充実の

状況等について

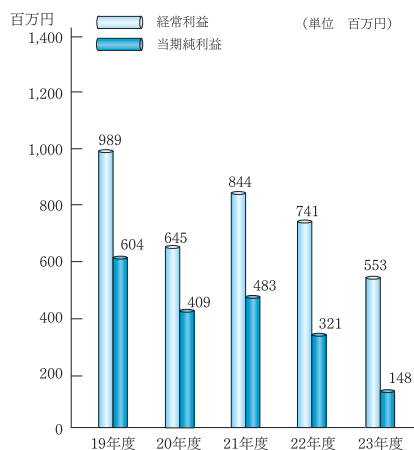
※資料に掲載しております計数は、原則として単位未満を切り捨て、構成比等については小数点第3位を切捨てて表示しております。

主要な経営指標の推移

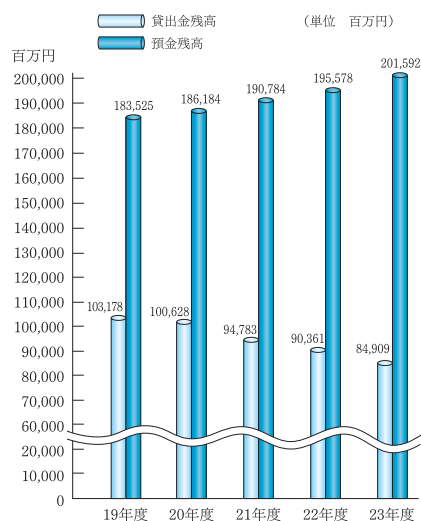
区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経 常 収 益 (百万円)	4,522	4,491	4,347	3,998	3,788
経 常 利 益 (百万円)	989	645	844	741	553
業 務 純 益 (百万円)	1,218	1,424	1,506	1,186	890
業 務 粗 利 益 (百万円)	3,772	3,733	3,708	3,524	3,347
当 期 純 利 益 (百万円)	604	409	438	321	148
出 資 総 額 (百万円)	683	683	682	683	684
出 資 総 口 数 (百万口)	13	13	13	13	13
純 資 産 額 (百万円)	17,463	17,854	18,307	18,704	19,174
総 資 産 額 (百万円)	202,555	205,554	210,627	215,690	222,066
貸 出 金 残 高 (百万円)	103,178	100,628	94,783	90,361	84,909
預 金 残 高 (百万円)	183,525	186,184	190,784	195,578	201,592
有 価 証 券 残 高 (百万円)	17,166	22,435	33,968	44,515	50,823
出資に対する配当金 (出資1口あたり)(円)	1	1	1	1	1
職 員 数 (人)	224	225	227	223	215
単体自己資本比率 (国内修正基準)(%)	18.53	19.59	20.92	21.94	22.86

- (注) 1. 「業務純益」とは金融機関の基本的な業務に係る収益概念であり、「業務粗利益」は業務純益に経費と貸倒引当金の純繰入額を加えた利益額です。
 2. 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額に債務保証見返は含んでおりません。
 3. 単体自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき算出しております。尚、当庫は国内基準を採用しております。

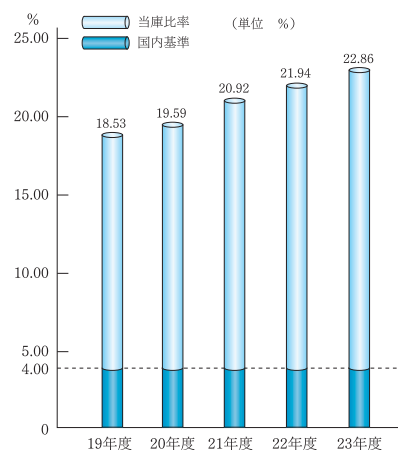
利益の推移



預金貸出金残高の推移



自己資本比率の推移



比較貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成22年度	平成23年度	科 目	平成22年度	平成23年度
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
預け金(無利息分を除く)	76,942	82,334	預 金 積 金	195,578	201,592
買 入 手 形	—	—	流 動 性	74,202	76,683
コ ー ル ロ ー ン	—	—	定 期 性	121,375	124,908
買 現 先 勘 定	—	—	定 期 預 金	113,952	117,218
債券貸借取引支払保証金	—	—	(自由金利定期預金)	(113,951)	(117,217)
買 入 金 銭 債 権	—	—	(うち変動金利定期預金)	(1)	(1)
金 銭 の 信 託	—	—	定 期 積 金	7,423	7,689
有 価 証 券	44,515	50,823	そ の 他	122	91
国 債	18,405	23,478	[調 達 勘 定 計]	195,701	201,683
地 方 債	—	—	そ の 他 負 債	502	511
社 債	26,072	27,312	(うち資産除去債務)	(19)	(19)
株 式	32	32	引 当 金	332	307
そ の 他 の 証 券	4	—	賞 与 引 当 金	72	78
貸 出 金	90,361	84,909	役 員 賞 与 引 当 金	7	8
割 引 手 形	1,261	1,275	退 職 給 付 引 当 金	74	12
手 形 貸 付	4,619	3,766	役 員 退 職 引 当 金	158	174
証 書 貸 付	80,761	76,334	睡眠預金払戻損失引当金	16	29
当 座 貸 越	3,719	3,532	偶 発 損 失 引 当 金	3	3
そ の 他	645	645	再評価に係る繰延税金負債	449	389
[運 用 勘 定 計]	212,464	218,712	債 務 保 証	2,831	2,438
現 金	2,502	2,823	負債の部合計	199,817	205,330
預 け 金 (無 利 息 分)	56	61	(純 資 産 の 部)		
そ の 他 資 産	654	505	出 資 金	683	684
有 形 固 定 資 産	3,621	3,650	普 通 出 資 金	683	684
建 物	708	830	優 先 出 資 金	—	—
土 地	2,598	2,556	利 益 剰 余 金	17,131	17,294
建 設 仮 勘 定	—	—	利 益 準 備 金	682	682
その他の有形固定資産	315	264	そ の 他 利 益 準 備 金	16,449	16,611
無 形 固 定 資 産	20	35	特 別 積 立 金	16,022	16,342
ソ フ ト ウ ェ ア	12	27	当 期 未 処 分 剰 余 金	427	269
の れ ん	—	—	(内 当 期 純 利 益)	(321)	(148)
その他の無形固定資産	7	7	処 分 未 済 持 分 (△)	—	—
繰 延 税 金 資 産	679	457	会 員 勘 定 計	17,815	17,979
債 務 保 証 見 返	2,831	2,438	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	144	430
貸 倒 引 当 金 (△)	△ 4,308	△ 4,179	土 地 再 評 価 差 額 金	743	765
うち個別貸倒引当金(△)	△ 3,993	△ 3,849	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	888	1,195
そ の 他 の 引 当 金 (△)	—	—	純資産の部合計	18,704	19,174
資産の部合計	218,521	224,505	負債及び純資産の部合計	218,521	224,505

比較損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成22年度	平成23年度	科 目	平成22年度	平成23年度
業 務 費 用	2,801,036	2,841,145	業 務 収 益	3,987,077	3,731,418
資 金 調 達 費 用	249,704	183,092	資 金 運 用 収 益	3,713,709	3,466,711
(内金銭信託等運用見合費用)	—	—	貸 出 金 利 息	2,684,069	2,474,475
預 金 利 息	248,743	182,138	預 け 金 利 息	479,567	378,872
借 用 金 利 息	3	—	金融機関貸付等利息	—	—
そ の 他 の 支 払 利 息	958	954	有価証券利息配当金	535,213	597,045
			そ の 他 の 受 入 利 息	14,858	16,318
役 務 取 引 等 費 用	213,351	200,889	役 務 取 引 等 収 益	265,660	254,575
支 払 為 替 手 数 料	42,344	41,689	受 入 為 替 手 数 料	143,917	137,248
その他の支払手数料	5,836	7,296	その他の受入手数料	121,743	117,326
その他の役務取引等費用	165,169	151,904	その他の役務取引等収益	—	—
そ の 他 業 務 費 用	15	169	そ の 他 業 務 収 益	7,707	10,131
国債等債券売却損	—	—	外 国 為 替 売 買 益	—	—
国債等債券償還損	—	—	国債等債券売却益	—	—
国債等債券償却	—	—	国債等債券償還益	—	0
そ の 他 の 業 務 費 用	15	69	そ の 他 の 業 務 収 益	7,707	10,130
一般貸倒引当金繰入額	△ 212,102	△ 15,003			
経 費	2,550,066	2,441,990			
人 件 費	1,499,062	1,426,379			
物 件 費	998,601	966,306			
税 金	52,402	49,305			
臨 時 費 用	455,778	394,036	臨 時 収 益	11,235	56,998
貸 出 金 償 却	47,318	—	貸倒引当金戻入益	—	—
個別貸倒引当金繰入額	380,150	220,583	償 却 債 権 取 立 益	—	1,000
株 式 等 償 却	—	—	株 式 等 売 却 益	—	—
株 式 等 売 却 損	2,057	919	金 銭 信 託 等 売 却 益	—	—
金 銭 信 託 等 運 用 損	—	—	そ の 他 の 臨 時 収 益	11,235	55,997
そ の 他 資 産 償 却	876	—			
退 職 手 当 金	—	—			
その他の臨時費用	25,375	172,533			
経 常 費 用	3,256,814	3,235,181	経 常 収 益	3,998,313	3,788,416
(経 常 利 益)	(741,498)	(553,234)			
(業 務 純 益)	(1,186,041)	(890,273)			
(業 務 粗 利 益)	(3,524,006)	(3,347,267)			
特 別 損 失	94,805	87,503	特 別 利 益	2,121	1,711
固 定 資 産 処 分 損	1,964	5,927	固 定 資 産 処 分 益	—	1,711
国債価格変動引当金繰入額	—	—	貸倒引当金戻入益	—	—
減 損 損 失	73,369	81,576	償 却 債 権 取 立 益	2,121	—
そ の 他 の 特 別 損 失	19,471	—	証券取引責任準備金取崩額	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	648,814	467,442	そ の 他 の 特 別 利 益	—	—
法人税、住民税及び事業税	152,016	207,186			
法 人 税 等 調 整 額	175,741	111,822			
当 期 純 利 益	321,056	148,433			
合 計	4,000,434	3,790,128	合 計	4,000,434	3,790,128

■貸借対照表注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産面入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：10～50年
その他：3～20年

- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先償却及び注意先償却に相当する償却については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先償却に相当する償却については、償却額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先償却及び実質破綻先償却に相当する償却については、償却額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。すべての償却は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び本部関係部協力の下に資産査定委員会が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
1. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針」（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

- なお、会計基準変更時差異については、移行時に全額を処理しております。
2. 当金庫は、上記8-1とは別に複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができ、そのため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用に含めて計上しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ① 制度全体の積立状況に関する事項（平成23年3月31日現在）
年金資産の額 1,358,815百万円
年金財政計算上の給付債務の額 1,630,641百万円
差引額 △271,826百万円
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成23年3月31日現在） 0.1800%
- ③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高255,938百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16ヶ月の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の債務請求上、特別掛金36百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた実利率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の掛金割合とは一致しません。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生してはと認められる額を計上しております。
10. 睡眠病払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見限り、必要と認める額を計上しております。
11. 借戻損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税別方式により行っております。
14. 有形固定資産の減価償却累計額 2,429百万円
15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、為替OCR処理機器、情報系運用機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
16. 貸出金のうち、破綻先償却額は1,605百万円、延滞償却額は6,155百万円であり、そのその他の事由による、破綻先償却とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由による元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しない貸出金（貸倒償却を行ったものを除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

- また、延滞償却とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先償却及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
17. 貸出金のうち、3か月以上延滞償却はございません。
- なお、3か月以上延滞償却とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先償却及び延滞償却に該当しないものであります。
18. 貸出金のうち、貸出条件緩和償却額は286百万円あります。
- なお、貸出条件緩和償却とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めのを行った貸出金で破綻先償却、延滞償却及び3か月以上延滞償却に該当しないものであります。
19. 破綻先償却額、延滞償却額、3か月以上延滞償却額及び貸出条件緩和償却額の合計額は8,047百万円あります。
- なお、16.から19.に掲げた償却額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. ローン・パーティシパシオンについては、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者売却したものとして会計処理した貸出金の元本の当事業年度末残高の総額は4,643百万円であり、
21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,275百万円であり、
22. 為替決済、金収納事務取扱等の保証金として、有価証券199百万円、預け金1,978百万円を担保として差し入れております。
23. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価を行った年月日 平成12年3月31日
- ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線図に基づいて、合理的な調整を行って算出
- ・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,082百万円
24. 出資1口当たりの純資産額 1,400円20銭
25. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理
当金庫は、貸出事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議を行っております。

- ② 市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

- ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の

把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
リスク管理委員会において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会に報告しております。

- (ii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用基準に従い行われております。

- このうち、審査管理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

- 審査管理部で保有している株式は、政策投資目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
- これらの情報は常務会及び理事会において定期的に報告されております。
- (iii) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

- 当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセントタイル値」を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
- 当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当会計年度末現在、「金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセントタイル値を用いた時価」は、513百万円減少するものと把握しております。

- 当該市場リスク量の算定にあたっては、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。
- また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあり得ます。

- なお、金融商品のうち預け金、貸出金及び預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
26. 金融商品の時価等に関する事項
平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。

- なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。
- また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（*1）	82,395	82,971	576
(2) 有価証券	50,790	51,726	935
満期保有目的の債券	33,379	34,315	935
その他の有価証券	17,411	17,411	—
(3) 貸出金（*1）	84,909	—	—
貸倒引当金（*2）	△4,172	—	—
	80,737	85,526	4,789
金融資産計	213,922	220,223	6,301
(1) 預金積金（*1）	201,592	201,739	146
金融負債計	201,592	201,739	146

- （*1）預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
- （*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

- (注1) 金融商品の時価等の算定方法
・金融資産

- (1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- 満期のあつる預け金については、市場金利（LIBOR、SWAP等）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

- (2) 有価証券
債券は取引時の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

- なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27.に記載しております。
- (3) 貸出金

- 貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先償却、実質破綻先償却及び破綻先償却等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

- ・金融負債
- (1) 預金積金

- 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- その割引率は、市場金利（LIBOR、SWAP等）を用いております。
- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	—
非上場株式（*1）	32

- （*）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	35,804	46,590	—	—
有価証券	3,619	18,776	28,395	—
満期保有目的の債券	3,600	17,997	11,781	—
その他の有価証券のうち満期があるもの	19	778	16,613	—
貸出金（*）	7,613	9,772	20,656	40,723
合 計	47,036	75,138	49,051	40,723

- （*）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含まれておりません。
- (注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（*）	175,890	25,657	36	6
合 計	175,890	25,657	36	6

- （*）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。
27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」を含んでおります。

- ・売買目的有価証券 該当ございません
- ・満期保有目的の債券 単位：百万円

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債 7,603	7,975	372
地 方 債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社 債	24,978	25,543	564
そ の 他	—	—	—
小 計	32,581	33,518	937
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債 100	100	△0
地 方 債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社 債	697	696	△1
そ の 他	—	—	—
小 計	797	796	△1
合 計	33,379	34,315	935

・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 該当ございません
・その他有価証券（単位：百万円）

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—
	債 券	17,076	16,481	594
	国 債	15,474	14,955	519
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	1,601	1,526	75
	そ の 他	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	小 計	17,076	16,481	594
	株 式	—	—	—
	債 券	335	335	△0
	国 債	300	300	△0
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	34	34	△0
	そ の 他	—	—	—
	小 計	335	335	△0
合 計		17,411	16,816	594

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,306百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが3,761百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	990百万円
固定資産の減損損失	32 "
減価償却	25 "
役員退職慰労引当金	48 "
その他	53 "
繰延税金資産小計	1,149 "
評価引当額	△527 "
繰延税金資産合計	622 "
繰延税金負債	

その他有価証券評価差額金	164百万円
繰延税金負債合計	164 "
繰延税金資産の純額	457百万円

（追加情報）

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.0%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については29.4%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については27.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産は39百万円減少し、その他有価証券評価差額金は20百万円増加し、法人税等調整額は39百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は48百万円減少し、土地再評価差額は同額増加しております。

30. 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当事業年度の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

■損益計算書注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 10円86銭
- 減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。その結果、営業利益減少によるキャッシュフローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産10箇所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額81,576千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

区 分	地域	主な用途	種 類	減損損失
事業用不動産	大分市内	営業店舗4箇所	土地及び建物	43,277千円
	大分市外	営業店舗1箇所	土地及び建物	2,636千円
所有不動産	大分市内	所有不動産2箇所	(うち土地	41,909千円)
			(うち建物	4,005千円)
	大分市外	所有不動産3箇所	土地及び建物	31,080千円
			土地	4,581千円
			(うち土地	25,563千円)
(うち建物				10,099千円)
合 計				81,576千円
(うち土地				67,472千円)
(うち建物				14,104千円)

尚、事業用不動産及び所有不動産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、路線価等に基づき算出した額により処分費用見込額を控除して算定しております。

4. 法人税、住民税及び事業税には、過年度法人税等38,817千円を含んでおります。

剰余金処分計算書

（単位：円）

区 分	平成22年度	平成23年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	427,161,245	269,900,682
繰 越 金 （ 当 期 首 残 高 ）	69,401,798	93,741,436
当 期 純 利 益	321,056,706	148,433,799
再 評 価 差 額 金 取 崩 額	36,702,741	27,725,447
目 的 積 立 金 目 的 取 崩 額	—	—
積 立 金 取 崩 額	—	—
法 定 準 備 金 限 度 超 過 取 崩 額	—	—
目 的 積 立 金 目 的 外 取 崩 額	—	—
剰 余 金 処 分 額	333,419,809	213,375,083
利 益 準 備 金	—	—
出 資 配 当 金	13,419,809	13,375,083
役 員 賞 与 金	—	—
特 別 積 立 金	300,000,000	200,000,000
目 的 積 立 金	20,000,000	—
繰 越 金 （ 当 期 末 残 高 ）	93,741,436	56,525,599

会計監査人の監査について

信用金庫法第38条の2の規定に基づき貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、あずさ監査法人の監査を受けております。

財務諸表の正確性に係る内部監査の有効性の確認について

平成23年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成24年6月25日

大分信用金庫 理事長

山上 隆 資

業務粗利益

(単位：千円)

区 分	平成22年度	
資金運用収支	3,464,004	3,283,619
資金運用収益	3,713,709	3,466,711
資金調達費用	249,704	183,092
役務取引等収支	52,309	53,685
役務取引等収益	265,660	254,575
役務取引等費用	213,351	200,889
その他業務収支	7,691	9,962
その他業務収益	7,707	10,131
その他業務費用	15	169
業務粗利益	3,524,006	3,347,267
業務粗利益率	1.68	1.56

(注) 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高、利息、利回り等

区 分	平均残高（百万円）		利息（千円）		利回り（％）	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
資金運用勘定	209,221	214,120	3,713,709	3,466,711	1.77	1.61
うち貸出金	92,191	86,810	2,684,069	2,474,475	2.91	2.85
うち預け金	76,896	79,368	479,567	378,872	0.62	0.47
うち有価証券	39,478	47,296	535,213	597,045	1.35	1.26
資金調達勘定	191,966	196,640	249,704	183,092	0.13	0.09
うち預金積金	191,857	196,537	248,743	182,138	0.12	0.09
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	0	—	3	—	0.66	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高をそれぞれ控除して表示しております。

受取利息、支払利息の分析

(単位：千円)

区 分	平成22年度			平成23年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△19,143	△289,768	△308,911	△46,241	△200,756	△246,997
うち貸出金	△147,371	△133,417	△280,788	△154,882	△54,712	△209,594
うち預け金	△27,677	△143,277	△170,954	15,430	△116,125	△100,695
うち有価証券	155,905	△27,932	127,973	93,211	△31,379	61,832
支払利息	6,936	△148,189	△141,253	5,724	△72,336	△66,612
うち預金積金	6,046	△147,308	△141,262	7,201	△73,806	△66,605
うち借入金	0	0	0	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法で算出しております。

その他業務利益の内訳

(単位：千円)

区 分		平成22年度 金 額	平成23年度 金 額
そ の 他 業 務 収 益		7,707	10,131
内 訳	国 債 等 債 券 売 却 益	—	—
	国 債 等 債 券 償 還 益	—	0
	そ の 他 の 業 務 収 益	7,707	10,130
そ の 他 業 務 費 用		15	169
内 訳	国 債 等 債 券 売 却 損	—	—
	国 債 等 債 券 償 還 損	—	100
	国 債 等 債 券 償 却	—	—
	(う ち 有 税 分)	—	—
	そ の 他 の 業 務 費 用	15	69

経費の内訳

(単位：千円)

区 分		平成22年度 金 額	平成23年度 金 額
経 費 合 計		2,550,066	2,441,990
人 件 費		1,499,062	1,426,379
内 訳	報 酬 給 与 手 当	1,196,813	1,183,353
	社 会 保 険 料 等	147,721	145,625
	退 職 給 付 費 用	154,527	97,399
物 件 費		998,601	966,306
主 要 内 訳	事 務 費	442,429	417,368
	(通 信 費)	(35,086)	(32,483)
	(事 務 機 械 賃 借 料)	(24,345)	(18,586)
	(事 務 委 託 費)	(263,507)	(258,935)
	固 定 資 産 費	166,028	167,776
	(土 地 建 物 賃 借 料)	(27,282)	(29,942)
	(保 全 管 理 費)	(115,928)	(113,151)
	事 業 費	87,447	85,435
	(広 告 宣 伝 費)	(41,556)	(39,381)
	(交 際 費)	(12,200)	(12,087)
	人 事 厚 生 費	18,555	18,637
	預 金 保 険 料	156,263	159,247
	固 定 資 産 償 却	127,877	117,841
税 金		52,402	49,305

商品有価証券の含み（損）益 該当ありません

オフバランス取引の状況 該当取引ありません

先物取引の時価情報 該当取引ありません

オプション取引の時価情報 該当取引ありません

総資産利益率（経常利益率、当期純利益率） (単位：％)

区 分	平成22年度	平成23年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.34	0.25
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.15	0.06

(注) 総資産経常（当期）利益率＝経常（当期）利益／総資産（除く債務保証見返）平均残高×100

総資金利鞘 (単位：％)

区 分	平成22年度	平成23年度
総 資 金 利 鞘	0.32	0.28
資 金 運 用 利 回	1.77	1.61
資 金 調 達 原 価 率	1.45	1.33

預貸率 (単位：％)

区 分	平成22年度	平成23年度
期 末 残 高	46.20	42.11
期 中 平 残	48.05	44.16

預証率 (単位：％)

区 分	平成22年度	平成23年度
期 末 残 高	22.76	25.21
期 中 平 残	20.57	24.06

常勤役職員一人当たり預金残高 (単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
期 末 残 高	846	904
平 均 残 高	819	862

一店舗当たり預金残高

(単位：百万円)

区 分				平成22年度	平成23年度
期	末	残	高	6,744	7,466
平	均	残	高	6,615	7,279

常勤役職員一人当たり貸出金残高

(単位：百万円)

区 分				平成22年度	平成23年度
期	末	残	高	391	380
期	中	平	残	393	380

一店舗当たり貸出金残高

(単位：百万円)

区 分				平成22年度	平成23年度
期	末	残	高	3,115	3,144
期	中	平	残	3,179	3,215

常勤役職員一人当たり預貸金残高

(単位：百万円)

区 分				平成22年度	平成23年度
期	末	残	高	1,237	1,284
期	中	平	残	1,213	1,242



県下信金バレー大会



預金科目別残高

(単位：百万円、%)

科 目	平成22年度		平成23年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当 座 預 金	1,412	0.72	1,678	0.83
普 通 預 金	67,419	34.47	70,479	34.96
貯 蓄 預 金	4,134	2.11	3,798	1.88
通 知 預 金	28	0.01	66	0.03
別 段 預 金	1,201	0.61	654	0.32
納 税 準 備 預 金	6	0.00	6	0.00
流 動 性 預 金 計	74,202	37.93	76,683	38.03
定 期 預 金	113,952	58.26	117,218	58.14
うち固定自由金利定期預金	113,951	58.26	117,217	58.14
うち変動自由金利定期預金	1	0.00	1	0.00
定 期 積 金	7,423	3.79	7,689	3.81
定 期 性 預 金 計	121,375	62.05	124,908	61.96
合 計	195,578	100.00	201,592	100.00
う ち 会 員	73,748	37.70	81,249	40.30
う ち 会 員 外	121,830	62.29	120,343	59.69

預金・譲渡性預金平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	平成22年度		平成23年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
流動性預金	68,336	35.61	70,829	36.03
うち有利息預金	62,498	32.57	64,238	32.68
定期性預金	123,521	64.38	125,708	63.96
うち固定自由金利定期預金	123,520	64.38	125,707	63.96
うち変動自由金利定期預金	1	0.00	1	0.00
その他	—	—	—	—
計	191,857	100.00	196,537	100.00
譲渡性預金	—	—	—	—
合 計	191,857	100.00	196,537	100.00

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金＋別段預金＋納税準備預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定自由金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金
変動自由金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
個 人	165,210	84.47	169,128	83.89
一 般 法 人	25,034	12.80	27,455	13.61
金 融 機 関	272	0.13	169	0.08
公 金	5,061	2.58	4,838	2.39
合 計	195,578	100.00	201,592	100.00

財形貯蓄残高

(単位：件、百万円)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	件 数	残 高	件 数	残 高
財 形 貯 蓄	23	13	18	6

貸出金科目別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	平成22年度		平成23年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
割 引 手 形	1,226	1.32	1,140	1.31
手 形 貸 付	4,535	4.91	4,120	4.74
証 書 貸 付	82,616	89.61	78,047	89.90
当 座 貸 越	3,812	4.13	3,501	4.03
合 計	92,191	100.00	86,810	100.00

貸出金残高

(単位：百万円、%)

科 目	平成22年度		平成23年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
貸出金期末残高	90,361	100.00	84,909	100.00
う ち 変 動 金 利	63,494	70.26	59,221	69.74
う ち 固 定 金 利	26,867	29.73	25,688	30.25

貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

科 目	平成22年度		平成23年度	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
製 造 業	2,965	3.28	2,827	3.32
農 業、林 業	115	0.12	111	0.13
漁 業	212	0.23	178	0.20
鉱業、採石業、砂利採取業	431	0.47	382	0.44
建 設 業	9,449	10.45	8,691	10.23
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	62	0.06	73	0.08
運 輸 業、郵 便 業	1,453	1.60	1,288	1.51
卸 売 業	3,513	3.88	2,545	2.99
小 売 業	6,875	7.60	6,481	7.63
金 融、保 険 業	1,839	2.03	2,276	2.68
不 動 産 業	18,403	20.36	17,926	21.11
物 品 賃 貸 業	160	0.17	129	0.15
学術研究、専門・技術サービス業	200	0.22	164	0.19
宿 泊 業	2,715	3.00	2,315	2.72
飲 食 業	2,145	2.37	2,085	2.45
生活関連サービス業、娯楽業	3,776	4.17	3,583	4.21
教 育、学 習 支 援 業	274	0.30	290	0.34
医 療・福 祉	733	0.81	914	1.07
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,621	2.90	2,382	2.80
小 計	57,951	64.13	54,649	64.36
国・地方公共団体	892	0.98	437	0.51
個 人	31,518	34.88	29,822	35.12
合 計	90,361	100.00	84,909	100.00

貸出金使途別内訳

(単位：百万円、%)

科 目	平成22年度		平成23年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	50,691	56.09	48,103	56.65
運 転 資 金	39,670	43.90	36,805	43.34
合 計	90,361	100.00	84,909	100.00

消費者ローン、住宅ローン残高

(単位：件、百万円)

科 目	平成22年度		平成23年度	
	件 数	残 高	件 数	残 高
消 費 者 ロ ー ン	9,076	9,061	8,842	8,573
住 宅 ロ ー ン	2,612	22,456	2,495	21,248
合 計	11,688	31,518	11,337	29,822

貸出金担保別内訳

(単位：百万円、%)

科 目	平成22年度		平成23年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
預 金 積 金	2,927	3.23	2,627	3.09
有 価 証 券	50	0.05	50	0.05
動 産	175	0.19	173	0.20
不 動 産	45,892	50.78	43,465	51.19
そ の 他	—	—	—	—
信用保証協会・信用保険	14,289	15.81	13,477	15.87
保 証	5,961	6.59	6,248	7.35
信 用	21,065	23.31	18,866	22.21
合 計	90,361	100.00	84,909	100.00

債務保証見返担保別内訳（期末残高）

(単位：百万円、%)

科 目	平成22年度		平成23年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
預 金 積 金	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	2,743	96.89	2,376	97.45
そ の 他	—	—	—	—
信用保証協会・信用保険	—	—	—	—
保 証	88	3.10	61	2.50
信 用	—	—	—	—
合 計	2,831	100.00	2,438	100.00

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区 分		期首残高	当 期 増加額	当期減少額		当期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	平成22年度	527	315	－	527	315
	平成23年度	315	330	－	315	330
個 別 貸 倒 引 当 金	平成22年度	4,034	3,993	421	3,613	3,993
	平成23年度	3,993	3,849	363	3,629	3,849
合 計	平成22年度	4,561	4,308	421	4,140	4,308
	平成23年度	4,308	4,179	363	3,944	4,179

- (注) 1. 《一般貸倒引当金》 自己査定の結果、正常債権、要注意債権に対して過去の一定期間の償却実績に基づき将来の償却予想を含む実績率により適正に引き当て計上しております。
2. 《個別貸倒引当金》 自己査定の結果、破綻懸念先債権、実質破綻先債権、破綻先債権額に対してその貸出金を個別に検討した上で、貸倒に備えて引き当て計上した金額です。

貸出金償却額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
貸 出 金 償 却 額	47	—

リスク管理債権

○リスク管理債権に対する担保・保全及び引当金の引当・保全状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成22年度	平成23年度
リスク管理債権額 (A)	8,600	8,047
破綻先債権額	1,912	1,605
延滞債権額	6,349	6,155
3ヶ月以上延滞債権額	0	—
貸出条件緩和債権額	338	286
保全額 (B)	7,832	7,342
貸倒引当金合計額 (C)	4,005	3,863
一般貸倒引当金	19	21
個別貸倒引当金	3,985	3,842
担保・保証額 (D)	3,827	3,479
実質リスク管理債権額 (E) = (A) - (D)	4,773	4,568
保全率 (B) / (A)	91.06	91.24
貸倒引当金引当率 (F) = (C) / (E)	83.90	84.56

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ① 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ② 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③ 破産法の規定による破産の申立てがあった債務者
 - ④ 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」(D) は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「個別貸倒引当金」は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額・延滞債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8. 「一般貸倒引当金」には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヵ月以上延滞債権額・貸出条件緩和債権額に対して引当てた額を記載しております。

金融再生法開示債権額

○金融再生法開示債権

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
金融再生法上の不良債権	8,691	8,132
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,225	4,104
危険債権	4,126	3,740
要管理債権	339	286
正常債権	84,626	79,330
合計（総与信）	93,317	87,462

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、3ヵ月以上延滞の状態にあるか、もしくは貸出条件緩和を行なっている債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 金融再生法開示債権には貸出金以外の債権（債務保証・未収利息・その他与信に関連する仮払金等）も含まれています。

○金融再生法開示債権保全状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成22年度	平成23年度
金融再生法上の不良債権 (A)	8,691	8,132
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,225	4,104
危険債権	4,126	3,740
要管理債権	339	286
保全額 (B)	7,922	7,427
貸倒引当金 (C)	4,011	3,866
担保・保証等 (D)	3,911	3,561
保全率 (B) / (A)	91.16	91.33
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C) / ((A) - (D))	83.92	84.57

- (注) 1. 「貸倒引当金 (C)」は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

有価証券の種類別平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
国 債	14,708	20,670
地 方 債	—	—
社 債	24,728	26,589
株 式	32	32
外 国 証 券	—	—
そ の 他 の 証 券	9	4
貸 付 有 価 証 券	—	—
合 計	39,478	47,296

(注) 商品有価証券は保有しておりません。

有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期 間 の 定 め の な い も の	合 計
国 債	平成22年度	100	—	853	2,402	15,048	—	—	18,405
	平成23年度	—	65	1,988	2,932	18,492	—	—	23,478
地 方 債	平成22年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	平成23年度	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	平成22年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	平成23年度	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	平成22年度	3,700	7,424	7,901	2,869	4,177	—	—	26,072
	平成23年度	3,619	7,471	9,251	2,922	4,047	—	—	27,312
株 式	平成22年度	—	—	—	—	—	—	32	32
	平成23年度	—	—	—	—	—	—	32	32
外 国 証 券	平成22年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	平成23年度	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	平成22年度	4	—	—	—	—	—	—	4
	平成23年度	—	—	—	—	—	—	—	—

有価証券の時価情報

売買目的有価証券

該当ありません

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	平成22年度			平成23年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	5,703	5,970	266	7,603	7,975	372
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	21,382	21,865	482	24,978	25,543	564
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	27,085	27,835	749	32,581	33,518	937
時価が貸借対照表 計上額を超えない もの	国 債	799	791	△7	100	100	△0
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	3,096	3,073	△23	697	696	△1
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	3,895	3,865	△30	797	796	△1
合 計		30,981	31,700	718	33,379	34,315	935

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

その他の有価証券

(单位：百万円)

	種 類	平成22年度			平成23年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	9,449	9,200	248	17,076	16,481	594
	国債	7,943	7,754	188	15,474	14,955	519
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,505	1,445	60	1,601	1,526	75
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	9,449	9,200	248	17,076	16,481	594
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	4,046	4,085	△38	335	335	△0
	国債	3,959	3,996	△37	300	300	△0
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	87	88	△1	34	34	△0
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	4,046	4,085	△38	335	335	△0
合 計		13,495	13,285	210	17,411	16,816	594

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(单位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額	
	平成22年度	平成23年度
非上場株式(*1)	32	32
投資事業有限責任組合持分(*2)	4	—

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

金銭の信託

該当ありません

第1

第102条第1項第5号に掲げる取引

デリバティブ取引

- | | |
|------------------|----------|
| 1. 金利関連取引 | 該当ありません。 |
| 2. 通貨関連取引 | 該当ありません。 |
| 3. 株式関連取引 | 該当ありません。 |
| 4. 債券関連取引 | 該当ありません。 |
| 5. 商品関連取引 | 該当ありません。 |
| 6. クレジットデリバティブ取引 | 該当ありません。 |



外国為替取引高

(単位：件、千ドル)

区 分		平成22年度		平成23年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
金	額	11	83	9	46
内 訳	仕 向	—	—	—	—
	被 仕 向	11	83	9	46

外貨建資産残高

該当ありません



手数料一覧

(単位：千円)

区 分		平成22年度	平成23年度
		金 額	金 額
代 理 業 務		24,623	22,138
為 替		143,917	137,248
口 座 振 替		65,344	64,236
そ の 他		31,776	31,158
合 計		265,660	254,782

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区 分		平成22年度	平成23年度
		金 額	金 額
信 金 中 央 金 庫		2,716	2,360
日 本 政 策 金 融 公 庫 (国 民 生 活 事 業)		193	147
日 本 政 策 金 融 公 庫 (中 小 企 業 事 業)		55	26
独立行政法人住宅金融支援機構		9,012	7,725
独立行政法人福祉医療機構		201	167
そ の 他		—	—
合 計		12,177	10,425

内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

区 分		平成22年度		平成23年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
仕 向	送 金	185,301	91,978	181,448	94,299
	代 金 取 立	4,317	3,896	3,720	3,430
	計	189,618	95,874	185,168	97,730
被 仕 向	送 金	292,577	103,876	280,147	105,042
	代 金 取 立	7,018	6,790	6,196	6,226
	計	299,595	110,666	286,343	111,268
合 計		489,213	206,540	471,511	208,999

(注) 本店と各支店との間及び各支店相互間における取扱いと交換振込を除く。



バーゼルⅡに係る当金庫の自己資本の充実の状況等について (定量的開示事項)

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成22年度	平成23年度
(自 己 資 本)		
出資金	683	684
うち非累積的永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	682	682
特別積立金	16,342	16,542
繰越金（当期末残高）	93	56
その他	—	—
処分未済持分 (△)	—	—
自己優先出資 (△)	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価差損 (△)	—	—
営業権相当額 (△)	—	—
のれん相当額 (△)	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額 (△)	—	—
基本的項目（A）	17,801	17,965
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%に相当する額	537	519
一般貸倒引当金	315	330
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補完的項目不算入額 (△)	—	—
補完的項目（B）	852	849
自己資本総額 [(A) + (B)] (C)	18,654	18,815
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	2,010	2,410
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資 並びにこれらに準ずるもの	1,500	1,900
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用い る保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化 エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス (告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—
控除項目不算入額 (△)	2,010	2,410
控除項目計（D）	—	—
自己資本額 [(C) - (D)] (E)	18,654	18,815
(リスク・アセット等)		
資産（オン・バランス項目）	75,901	43,765
オフ・バランス取引項目	2,247	1,907
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,854	6,612
リスク・アセット等計（F）	85,002	82,286
単体Tier1比率（A/F）	20.94	21.83
単体自己資本比率（E/F）	21.94	22.86

(注) 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	78,148	3,125	75,674	3,026
①標準的手法が適用されるポートフォリオのエクスポージャー	78,148	3,125	75,674	3,026
現金	—	—	—	—
わが国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20,569	822	21,987	879
法人等向け	11,870	474	9,422	376
中小企業等向け及び個人向け	18,015	720	17,525	701
抵当権付住宅ローン	6,565	262	6,149	245
不動産取得等事業向け	11,415	456	11,516	460
三月以上延滞等	959	38	853	34
取立未済手形	3	0	4	0
信用保証協会等による保証付	1,728	69	1,704	68
株式会社企業再生支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	674	26	668	26
上記以外	6,344	253	5,842	233
証券化(オリジネーターの場合)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	—	—	—	—
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	6,854	274	6,612	264
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	85,002	3,400	82,286	3,291

(注)1. 所要自己資本の額＝リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. オペレーショナルリスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞}}{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%} \div 8\% \\ \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<業種別>

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞エク スポージャー	
			貸出金、コミット メント及びその他 のデリバティブ以 外のオフ・バラン ス取引		有価証券		現金、預け金等 その他資産			
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
製 造 業	3,262	3,068	3,259	3,065	0	0	2	2	8	8
農 業、林 業	198	187	197	187	－	－	0	0	－	－
漁 業	237	221	237	221	－	－	0	0	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	431	382	431	382	－	－	0	0	－	－
建 設 業	10,439	9,522	10,419	9,502	－	－	20	19	807	305
電気・ガス・熱供給・水道業	100	100	－	－	100	100	－	－	－	－
情 報 通 信 業	89	99	73	82	16	16	0	0	－	－
運輸業・郵便業	1,564	1,427	1,462	1,325	100	100	1	1	－	－
卸売業・小売業	11,340	9,864	11,330	9,856	－	－	9	8	377	349
金融業・保険業	98,070	103,652	1,880	2,314	18,115	18,015	78,074	83,322	－	－
不 動 産 業	21,353	20,688	21,336	20,671	－	－	17	17	239	209
物 品 質 貸 業	163	131	163	131	－	－	0	0	－	－
各 種 サ ー ビ ス	63	55	63	55	－	－	0	0	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	212	173	212	172	－	－	0	0	－	－
宿 泊 業	2,795	2,391	2,794	2,390	－	－	1	0	494	967
飲 食 業	2,863	2,778	2,860	2,776	－	－	2	2	108	93
生活関連サービス	4,323	4,115	4,315	4,111	1	1	6	2	1,140	1,106
教育、学習支援業	361	364	361	363	－	－	0	0	－	－
医 療 ・ 福 祉	904	1,074	904	1,074	－	－	0	0	－	－
その他のサービス	2,962	2,700	2,952	2,691	－	－	10	9	19	48
国 ・ 地 公 体	26,869	32,488	892	437	25,929	31,996	47	54	－	－
個 人	27,087	25,575	27,044	25,533	－	－	43	42	215	231
そ の 他 の 産 業	6,881	7,017	－	－	4	0	6,876	7,017	－	－
合 計	222,577	228,082	93,192	87,348	44,266	50,228	85,117	90,505	3,412	3,320
1 年 以 下	62,078	48,759	9,305	9,031	3,800	3,618	48,972	36,108		
1 年 超 3 年 以 下	38,519	45,880	5,219	4,066	7,418	7,528	25,881	34,284		
3 年 超 5 年 以 下	18,917	28,490	6,859	6,616	8,738	11,215	3,319	10,659		
5 年 超 7 年 以 下	13,335	14,047	8,086	8,249	5,242	5,791	6	5		
7 年 超 10 年 以 下	31,801	34,492	12,764	12,444	19,028	22,041	8	7		
1 0 年 超	46,452	44,549	46,435	42,549	－	－	－	－		
期間の定めのないもの	11,472	11,863	4,521	4,390	37	32	6,913	7,440		
残存期間別合計	222,577	228,082	93,192	87,348	44,266	50,228	85,117	90,505		

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

※41ページに掲載の「貸倒引当金の内訳」の通りです。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
製 造 業	32	51	51	48	－	－	32	51	51	48	－	－
農 業 、 林 業	1	1	1	1	－	－	1	1	1	1	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	17	－	－	－	－	－	17	－	－
建 設 業	916	815	815	365	153	318	763	496	815	365	3	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業・郵便業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
卸売業・小売業	413	368	368	316	10	17	403	351	368	316	0	－
金融業・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不 動 産 業	885	652	652	629	178	9	706	643	652	629	43	－
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
各 種 サ ー ビ ス	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業	415	738	738	900	－	－	415	738	738	900	－	－
飲 食 業	121	142	142	287	9	－	111	142	142	287	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	873	910	910	933	－	－	873	910	910	933	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療 ・ 福 祉	43	－	－	－	40	－	3	－	－	－	－	－
その他のサービス	52	52	52	49	7	－	44	52	52	49	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	279	258	258	296	18	18	261	240	258	296	0	－
合 計	4,034	3,993	3,993	3,849	419	363	3,615	3,629	3,993	3,849	47	－

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成22年度		平成23年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	25,973	3,469	32,048	3,493
10%	—	13,738	—	12,998
20%	18,145	77,305	18,138	82,401
35%	—	18,917	—	17,759
50%	434	2,860	287	2,879
75%	—	27,456	—	26,774
100%	137	33,762	133	30,858
150%	—	376	—	310
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	222,577		228,082	

(注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	4,434	3,978	333	287	—	—
①ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	659	441	0	0	—	—
④中小企業等・個人向け	3,430	3,212	333	286	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	145	152	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	199	172	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等	0	—	0	0	—	—

(注)1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非上場株式等	683	683	679	679
合 計	683	683	679	679

※その他資産勘定等に出資として計上している非上場の出資は非上場株式に含める

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
売 却 益	—	—
売 却 損	2	0
償 却	—	—

ハ. 貸借対照表で認識されかつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
評 価 損 益	210	594

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
評 価 損 益	—	—

8. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

運用勘定			調達勘定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	平成22年度	平成23年度		平成22年度	平成23年度
貸 出 金	980	251	定 期 性 預 金	820	327
有 価 証 券 等	2,072	470	要 求 払 預 金	837	240
預 け 金	589	358	そ の 他	0	0
コ ー ル ロ ー ン 等	—	—	調 達 勘 定 合 計	1,657	567
そ の 他	0	0			
運 用 勘 定 合 計	3,641	1,080			

銀行勘定の金利リスク	1,984	513
------------	-------	-----

- (注)1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックをパーセントタイル値（保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセントタイル値と99パーセントタイル値によって計算される経済価値の低下額による金利リスク量）として銀行勘定の金利リスクを算出しております。
2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しています。
3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
 $\text{銀行勘定の金利リスク (513百万円)} = \text{運用勘定の金利リスク量 (1,080百万円)} + \text{調達勘定の金利リスク量 (-567百万円)}$



長浜まつり

- 平成23年 4月 1日(金) 平成23年度新入職員入庫式
- 5月24日(火) 坂ノ市支店・「萬弘寺の市」参加
- 6月 4日(土) 植田、宗方支店・「七瀬川ホタルまつり」参加
- 5日(日) 東大分支店・「大分川クリーン活動」参加
- 15日(水) 信用金庫の日・第一部Mr.BunBunパフォーマンス
第二部講演会(ジェフ・バーグランド)
- 7月 6日(水) 府内町、中島支店・「長浜神社祭り」参加
- 10日(日) 古国府支店・「弥栄神社・大国社夏祭り」参加
- 15日(金) 府内町支店・「若宮神社祭り」参加
- 23日(土) 県下信用金庫野球大会
- 23日(土) 臼杵、臼杵南支店・「臼杵祇園まつり」参加
- 23日(土) 鶴崎支店・「SAEMON23」参加
- 23日(土) 佐伯支店・「海ホタルまつり」参加
- 23日～24日 畑中、城南、古国府支店・「みなみおおいた夏祭り」参加
- 24日(日) 西新町・浜町・本店「天神さま夢通り」参加
- 25日(月) 本店営業部、西新町支店・「天満社夏祭り」参加
- 31日(日) 植田支店、宗方支店・「ななせ火群まつり」参加
- 31日(日) 森町支店・「別保商工夏祭り」参加
- 8月 5日(金) 大分七夕祭り「第27回府内戦紙」出場
- 8日(月) 佐伯ブロック・「さいき番匠火祭り」参加
- 20日(土) 鶴崎支店・「本場鶴崎踊り大会」
＜「OAB賞」受賞＞
- 9月14日(水) 西大分支店・「仲秋祭・浜の市」参加
- 10月 1日(土) 県下信用金庫卓球・ミニバレーボール大会
- 23日(日) 坂ノ市支店・「海部のまつり」参加
- 11月 6日(日) 臼杵、臼杵南支店・「うすき竹宵まつり」参加
- 13日(日) 大分デザイン会議(本部会)視察研修旅行
- 21日(月) 大分デザイン会議 人づくりフォーラム
演題：強みを生かした自己改革
講師：藤堂 昌恒
- 23日(水) 臼杵南支店・「白馬溪もみじまつり」参加
- 12月11日(日) 海崎支店・「豊後二見ヶ浦大しめ縄張替」参加
- 17日(土) 「Little-Bクリスマスパーティー」開催
(場所：全労災 ソレイユ)
- 平成24年 1月14日(土) 「第19回だいしんカップ少年サッカー大会」開催
- 2月 6日(月)～10日(金) だいしん矢車会経営相談会
- 12日(日) 海崎支店・「はまゆうの浜シーサイド駅伝」参加
- 20日(月) 店舗統合・西新町支店(西新町支店・浜町支店)
わさだ支店(植田支店・宗方支店)
- 3月18日(日) 大分市ミニバレーボール大会 協賛



平成23年度新入職員入庫式



信用金庫の日



府内戦紙



人づくりフォーラム



第19回だいしんカップ少年サッカー大会

だいしんギャラリー



平成9年4月に当庫本店北隣にオープンした「だいしんギャラリー」は、地域の芸術や文化の創作活動発表の場、会員の方々の趣味やお稽古ごとの発表の場として無料で開放しています。

オープン以来すでに約150組を越える会員が利用して好評を博しており、平成16年度からは土日と祝日も開放しています。これからも地域の芸術・文化・創作活動の支援を行っていきます。

展示時間 原則として午前9時より
午後5時まで

お問い合わせ先 大分信用金庫業務部
☎ 097-543-8117

- 平成23年4月（第189回）鉄道模型運転会
- 5月（第190回）あゆみの会第9回成人部作品展
- 6月（第191回）藤澤 徹個展
- 6月（第192回）atelierナオミ陶芸教室生徒作品展
- 8月（第193回）鉄道模型運転会
- 10月（第194回）ボタニカルアート田代純子教室作品展
- 10月（第195回）森口裕子書道教室展
- 11月（第196回）トミカ&プラレール運動会inだいしんギャラリー
- 11月（第197回）桂田アッセンデルフト作品展
- 11月（第198回）鉄道模型運転会
- 平成24年3月（第199回）埋の火の会（箏・三絃演奏会）
- 3月（第200回）第20回ぶんご遊草会作品展



（写真：ぶんご遊草会藍染）

信用金庫法施行規則(省令)で定められた開示項目一覧

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

- イ 事業の組織
- ロ 理事及び監事の氏名及び役職名
- ハ 事務所の名称及び所在地

2. 金庫の主要な事業の内容

3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの

- イ 直近の事業年度における事業の概況
- ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項

- (1) 経常収益
- (2) 経常利益
- (3) 当期利益
- (4) 出資総額及び総口数
- (5) 純資産額
- (6) 総資産額
- (7) 預金積金残高
- (8) 貸出金残高
- (9) 有価証券残高
- (10) 単体自己資本比率
- (11) 出資に対する配当金
- (12) 職員数

- ハ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表に掲げる事項

- (1) 主要な業務の状況を示す指標
 - ① 業務粗利益及び業務粗利益率
 - ② 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支
 - ③ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘
 - ④ 受取利息、支払利息の増減
 - ⑤ 総資産経常利益率
 - ⑥ 総資産当期純利益率
- (2) 預金に関する指標
 - ① 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の平均残高
 - ② 固定自由金利定期預金及び変動自由金利定期預金及びその他の区分毎の定期預金の残高
- (3) 貸出金に関する指標

- ① 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

- ② 固定金利及び変動金利の区分毎の貸出金の残高

- ③ 担保の種類別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

- ④ 使途別の貸出金残高

- ⑤ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

- ⑥ 預貸率の期末値及び期中平均値

- (4) 有価証券に関する指標

- ① 有価証券の種類別平均残高

- ② 有価証券の種類別の残存期間別残高

- ③ 預証率の期末値及び期中平均値

4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項

- イ リスク管理の態勢
- ロ 法令遵守の態勢
- ハ 金融ADR制度への対応

5. 金庫の直近の2事業年度における次に掲げる事項

- イ 貸借対照表
損益計算書
剰余金処分計算書
- ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及び合計額
 - (1) 破綻先債権
 - (2) 延滞債権
 - (3) 3ヶ月以上延滞債権
 - (4) 貸出条件緩和債権
- ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項
- ニ 次に掲げるものに関する取得価額、時価、評価損益
 - (1) 有価証券
 - (2) 金銭の信託
 - (3) 第102条第1項第5号に掲げる取引
- ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額
- ヘ 貸出金償却の額
- ト 金庫が法第38条2第3項の規定に基づき貸借対照表等について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

6. 報酬体系

